

第四十八回 参議院農林水産委員会會議録第二十三号

昭和四十年五月十八日(火曜日) 午後一時四十一分開会

委員の異動

五月十四日 山崎 齊君 補欠選任 太田 正孝君

五月十七日 田中 啓一君 補欠選任 村松 久義君

五月十八日 村松 久義君 補欠選任 山崎 齊君

北條 尚八君 補欠選任 田中 啓一君

出席者は左のとおり。

委員長 仲原 善一君

理事 田中 啓一君

委員 森 八三二君

山崎 齊君

矢山 有作君

渡辺 勘吉君

青田源太郎君

北口 龍徳君

小林 篤一君

温水 三郎君

野知 浩之君

藤野 繁雄君

Table with columns for 衆議院議員, 政府委員, 事務局側, 説明員, and 農林水産委員会. Lists names and titles of members and staff.

本日の会議に付した案件

○理事の補欠互選の件

○農地管理事業団法案(内閣提出、衆議院送付)

○酪農振興法及び土地改良法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○加工原料乳生産者補給金等暫定措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○砂糖の価格安定等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○沖繩産糖の政府買入れに関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○牛乳法案(衆議院送付、予備審査)
○甘味資源の生産の振興及び砂糖類の管理に関する法律案(衆議院送付、予備審査)
○学校給食の用に供する牛乳の供給等に関する特別措置法案(衆議院送付、予備審査)
○八郎潟新農村建設事業団法案(内閣提出、衆議院送付)
○開拓融資保証法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法等の一部を改正する法律案(衆議院提出)
○天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び開拓管農振興臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○継続調査要求に関する件

○委員長(仲原善一君) ただいまから委員会を開きます。

まず、委員の異動について御報告いたします。

四月十四日付をもって、委員山崎君、田中啓一君が辞任され、その補欠として太田正孝君、村松久義君が委員に選任されました。

四月十七日付をもって、委員村松久義君、太田正孝君が辞任され、その補欠として山崎君、田中啓一君が委員に選任されました。

○委員長(仲原善一君) つきましては、この際、委員長は、先例に従い、理事に山崎君及び田中君を指名いたします。

○委員長(仲原善一君) 農地管理事業団法案を議題といたします。まず、提案理由の説明、補足説明並びに提出資料について説明を聴取することにいたします。谷口政務次官。

○政府委員(谷口慶吉君) 農地管理事業団法案につきまして、その提案の理由及びおもな内容を御説明申し上げます。

農業と他産業との間の生産性の格差及び従事者の生活水準の格差を是正することは、農業基本法に掲げられたわが国農政の基本的目標であります。必ずしもその是正が進みつつあるとはいえない状況にあり、他方、開放経済体制の下において生産性の高い農業経営の育成が急務となっております。

このような農業を取り巻く内外の状況に対応し、他産業従事者に劣らない所得をあげ得るような農業経営を育成するためには、自立経営の育成及び協業の助長に関する諸施策を強化し、特に、自立経営を指向して農業経営を改善しようとする農家及びこれに準ずる効率的な協業経営の農地の取得を促進することが肝要と考えられるのであります。

しかるに、近年における経営耕地面積別の農家戸数の推移を見ますと、経営規模の大きい農家の増加傾向は微弱でありまして、また、農地についての権利移動は、現在年間七万町歩程度に達し、農業就業人口の減少等を契機として増加を続けておりますが、その内容においては、必ずしも経営規模の拡大の方向に沿って移動が行なわれているとは言いがたいのであります。

そこで、以上のような情勢に対処し、農業に生活の本拠を置き、農業によって自立しようとする農家が生産性の高い農業経営の基盤を確立し得るよう農業経営の規模の拡大を促進するためには、これらの農地移動をそのまま放置することなく、このような農家の経営規模の拡大に役立つよう方向づけを行なうことが必要であり、このため農地取得のあつせん、売買その他農地移動の円滑化に必要な業務を行なう公的機関を設立する必要が

あるのであります。

このような観点から、農地等の権利の取得が農業経営の規模の拡大等農地保有の合理化に資するよう適正円滑に行なわれることを促進するために必要な業務を行なう機関として、農地管理事業団を設立することとしたものであります。この法律案は、農地管理事業団の組織、業務、財務等に關し所要の事項を定めたものであります。

以上がこの法律案を提案する理由であります。以下法律案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、農地管理事業団の組織等につきましては、全額政府出資の法人とし、当初の資本金を一億円とし、政府は必要に応じて追加出資をすることができるとしております。役員は、役員定数、任免等につき所要の規定を設けております。

第二に、事業団の業務に關する規定であります。まず、業務の範囲につきましては、農地、採草放牧地及びこれらの土地の付帯施設について、売買または交換のあつせん、取得に必要な資金の貸し付け、これらの買入れ、交換及び売渡、これらの借り受け及び貸し付け並びに信託の引き受けの業務を行なうこととしております。

次に、事業団は、農林大臣の指定した業務実施地域内にある農地等について業務を行なうものとしておりまして、この業務実施地域は、都道府県知事が関係市町村に協議の上申し出た場合、土地の農業上の利用の高度化をはかることが相当と認められる農業地域で農業構造の改善をはかるため農地等の権利の取得を適正円滑にすることが特に必要な地域を指定することとしております。

次に、事業団の業務執行の方針につきましては、自立経営になることを目標として農業経営を改善しようとする農家及びこれに準じて農業経営の改善をしようとする農業生産法人の農地等の取得を促進するように業務を行なわなければならないものとしております。

以上のほか、事業団の業務の運営方法につきま

しては、貸し付け金及び売り渡し対価の償還条件は、年利三分償還期間三十年以内の年賦償還とし、一定の場合における一時償還及び償還の猶予に關する規定を設け、また農地等を売り渡す場合は一定の基準により買戻しの特約をつけ、売り渡した農地の耕作をやめた等の場合には買戻しを行なうこととしたほか、農地等の信託引き受けに對する業務の委託等に關する規定を設けております。

第三に、事業団の財務及び会計につきまして、予算、事業計画等についての農林大臣の認可、借り入れ金、交付金の交付等について所要の規定を設け、また、事業団は、農林大臣が監督することとし、監督命令、報告及び検査に關する規定を置いております。

その他の規定といたしましては、まず、事業団は、業務実施地域内の農地等の所有者がその農地等の所有権を移転し、または賃借権等を設定しようとするときは、あらかじめ通知を受けるものとし、自立経営になることを目標として経営の改善をしようとする農家等にその農地等を譲り渡すようあつせんをし、または事業団がこれを買入れ入れ等の申し出をするものとしております。

次に、税制上の特例といたしまして、事業団に農地等を譲り渡した者については、租税特別措置法の定めるところにより、譲渡所得についての所得税を軽減することとし、また、事業団のあつせん融資、事業団からの売り渡し等により農地等を取得した者等に對する登録税及び不動産取得税を軽減することとしております。

また、事業団の業務に關連して農地法の特例を設けることとしておりまして、事業団の買入れ、売り渡し及び借り受け貸し付けについては許可を不要とし、事業団が農地等を借り受け、これを貸し付けた場合について、小作地の所有制限を適用せず、更新拒否等について許可を不要とする等の措置を講ずることとしております。

以上のほか、附則におきまして、事業団の設立

に關し必要な手続規定を設けております。

なお、本法律案の提出に關連して必要となる予算措置等につきましては、昭和四十年年度予算におきまして、事業団に對する出資金一億円及び交付金等三億円を予定するとともに、昭和四十年度において事業団は資金運用部から二十億円の借り入れを行なうことを予定してあります。

以上がこの法律案の提案の理由及びおもな内容でありまして、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

○委員長(仲原善一君) 丹羽農地局長。○政府委員(丹羽雅次郎君) お手元に冊子で別刷りの補足説明の印刷物がございまして、それに補足して御説明申し上げます。

農地管理事業団法案の提案の理由はただいま御説明いたしましたとおりでありまして、これを若干補足して御説明いたしますと、まず、農地管理事業団の目的につきましては、第一条において、農地等にかかるとの権利の取得が農業経営の規模拡大その他農地保有の合理化に資するよう適正円滑に行なわれることを促進するため、その促進に必要な業務を行なうことにより農業構造の改善に寄与することを目的とする旨規定してあります。

次に、農地管理事業団の組織等につきましては、提案理由説明に述べました資本金のほか、第二章において、役員定数は理事長一人、理事三人以内、監事一人とし、理事長及び監事は農林大臣が任命し、理事は理事長が農林大臣の認可を受けて任命することとし、いずれも任期は三年とし、役員職務及び権限、欠格事項、解任等に關する規定を設けてあります。

次に、第三章は業務に關する規定でありまして、第二十条の業務の範囲は提案理由説明で述べましたとおりで、なお、農地または採草放牧地の定義は、第二条により農地法の定義と同じとしております。第二十条第二項におきまして、附帯施設については農地または採草放牧地について業務を行なう場合にこれとあわせて業務を行なう

こととしております。

第二十一条から第二十五条までは業務実施地域に關する規定でありまして、第二十二条では、業務実施地域は、都道府県知事が関係市町村に協議し、都道府県農業会議の意見を聞いて申し出た場合に、国土資源の総合的な利用の見地からみて、その区域内における土地の農業上の利用の高度化をはかることが相当と認められる農業地域で、農地保有の合理化等、農業構造の改善をはかるため、その区域内の農地等についての権利の取得を適正円滑にすることが特に必要と認められる地域について指定する旨規定してあります。業務実施地域の区域の変更等について規定してあります。

第二十六条は業務執行の方針を定めたものでありまして、提案理由説明で御説明したとおりであります。

次に、第二十七条から第二十九条までが貸し付け金の償還条件、第三十条が農地等の売り渡し対価の支払い条件に關する規定でありまして、実質的にあつね同一の内容を定めており、年利三分償還期間三十年以内の元利均等年賦償還によるものとし、借り受け人は繰り上げ償還をすることができるとするほか、貸し付け金により取得した農地等または売り渡しを受けた農地等の耕作をやめた場合、一定限度以上経営規模を縮小した場合等の事由に該当する場合は、事業団は一時償還の請求をすることができるものとし、また、災害その他やむを得ない理由がある場合は償還の猶予をすることができることとしてあります。

第三十一条は、買戻し権に關する規定でありまして、事業団は、農地等を売り渡す場合は、一定の基準により買戻しの特約をつけなければならないものとし、右の一時償還とはば同様な事由がある場合に買戻しをすることとしてあります。

以上のほか、事業団の業務運営につきましては、第三十二条から第三十五条までにおいて事業団の信託業務に關する信託法の特例を設け、第三

十六条で金融機関及び地方公共団体に對する業務の委託について、第三十七條で業務方法書について規定しております。

第四章は、事業団の財務及び會計に關する規定でありまして、第三十九條において事業計画、予算及び資金計画について農林大臣の認可を受けなければならぬものとしておられるほか、第四十條以下において、財務諸表の承認、損益の処理方法、借り入れ金及び債券の発行、政府交付金、余裕金の運用方法等について規定しております。

第五章は監督に關する規定でありまして、農林大臣による監督上必要な命令並びに報告及び検査について規定しております。

第六章は雑則でありまして、第五十三條は事業団に農地または採草放牧地を売り渡した個人について所得税の軽減に關する規定、第五十四條は事業団に對する農地または採草放牧地の権利移動の通知等に關する規定でありまして、いずれも提案理由説明に述べられたとおりであります。

第七章は罰則であります。

附則におきましては、第二条から第五条までが事業団の設立手続、第六条から第八條までが経過規定でありまして、第九条が農地管理事業団の業務に關連して、提案理由で御説明しました農地法の特例を設けるための農地法の一部を改正する規定、第十一条から第十六條までが、事業団についての特例の免稅措置と、事業団のあつせん融資、売り渡し等により農地を取得した者についての登録税及び不動産取得税の軽減措置を講ずるための各種税法の改正であります。

以上をもちまして農地管理事業団法案についての補足説明を終わります。

引き続きまして資料を……

お手元にお配りいたしました資料といたしまして、法案その他を取りまとめた資料、農地管理事業団法案関係資料といった冊子がございます。それから、横刷りの、農地管理事業団法案関係参考統計資料というのがございます。この内容は、目次でごらんいただきますとおわかりのように、耕

地に關します諸統計、それから、農家に關します経営耕地規模別の諸統計、それから人口の推移に關します諸統計、それから、念のため御参考に、國際比較、その次に、農地移動の実績、農地価格に關します不動産研究所の調査、それから、農地等取得資金、自作農維持資金に關します資料を御参考に、参考統計資料として、最後に薄い冊子で、農地管理事業団の業務による農地保有合理化促進対策実施要領案の骨子。本事業の内容につきましては、法案だけではおわかりにくい点もあると存じまして、この全体の動かし方につきまして、趣旨、基本方針、業務実施地域の選び方、価格の評価のしかた、農地管理の方針の策定に關します考え方や及び市町村に農地管理協議会を設けます考え等がございますので、その組織、考え等につきまして整理をいたしまして、御参考に添付いたしております。

○委員長(仲原善一君) 次いで、酪農振興法及び土地改良法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、提案理由の説明、補足説明並びに提出資料について説明を聴取することにいたします。なお、本案については、衆議院で修正が行なわれましたが、その修正点については、前例に従い、便宜、政府当局からこの際、説明を聴取することにいたします。谷口政務次官。

○政府委員(谷口慶吉君) 酪農振興法及び土地改良法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

近年におけるわが國の酪農の發展は、まことに目ざましいものがありますが、近時わが國經濟の高度成長、開放經濟体制の進展、農業全体の構造変化等酪農を取り巻く諸情勢は急速な変化を示しつつあります。また、酪農自体としても、その經營規模は漸次拡大しつつあるとはいへ、なお一般に零細であり、飼料自給度も低く、全体として生産性、収益性は低い状態にあります。

また、生乳の流通加工面におきましても、生乳取引の公正と安定の確保、集乳路線の整備、乳業の合理化等数多くの解決しなければならない問題をかかえている状況であります。

さらに、最近におきましては、生乳生産量の伸び率が鈍化しており、今後予想される牛乳乳製品の需要の増大を考慮するとき、これからの需給の逼迫が懸念されております。

これらの情勢にかんがみ、(1)今後とも増大が予想される需要に對して可能な限り生乳の国内自給をはかるよう生産の拡大につとめること、(2)乳牛飼養規模の拡大等を通じて酪農經營の生産性の向上を促進すること、(3)牛乳乳製品の生産、加工及び流通を通ずる合理化を推進することを施策の基本方針とし、またこれが実施に当たっては、輸入に依存することが困難であり、また生産者に對しても相対的に有利な飲用乳の比率を高めるよう配慮してまいるべきものと考へております。

この基本方針を具体化する方途の重要な一環として、生産及び流通を一体とした酪農の近代化を計画的、効率的に行なうための措置、生乳取引の安定に關する制度を整備するための措置、国内産の牛乳の学校給食の計画的実施をはかるための措置、地方公共団体等が管理する土地について大規模な草地造成事業を推進するための措置等を講ずることとし、ここにこの法律案を提出した次第であります。

以下この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

まず、酪農振興法の一部改正について申し上げます。その第一は、酪農近代化計画等に關する制度の新設であります。生乳供給の安定的な増大、適地適産による近代的な酪農經營の育成及び集乳等の合理化を計画的、かつ、効率的に推進して行くため、國がこれらに關し酪農近代化基本方針を定め、これに即して都道府県及び市町村が酪農近代化計画を定め、これらの計画に基づいて今後酪農

に關する各種の施策の重点的実施をはからうとするものであります。

第二は、現行の集約酪農地域の制度につきましても、最近における酪農情勢の変化に對処し、酪農近代化計画制度との有機的な關連を考慮しつつ、生乳の濃密生産地としての性格を明確にし、指定基準等に必要の改正を加えたことでもあります。

第三は、生乳等の取引に關する紛争の適正かつ迅速な解決に資するため、契約の更新に關する規定を整備するとともに、紛争の当事者の出頭義務に關する規定を設けたことでもあります。

第四は、国内産の牛乳の学校給食に關する規定を整備したことでもあります。国内産の牛乳の学校給食への供給事業は、酪農の振興をはかるためにも、児童、生徒等の心身の健全な発達に資するためにもきわめて重要な対策であります。今後学校給食への供給量を逐年計画的に増大させる方針のもとに、酪農近代化基本方針に即して学校給食供給目標を策定し、かつ、毎年度学校給食供給計画数量を定めることとし、さらにその供給を円滑化するための援助措置に關する規定を設けました。

次に、土地改良法の一部改正について申し上げます。

草地改良事業につきましては、かねてその計画的推進をはかってきておりますが、昭和四十年度におきましては、さきに國會に提出いたしました農地開発機械公団法の一部改正案により共同利用模範牧場の設置事業を進めるとともに、新たに公有地等における國營草地改良事業を実施することといたしております。

○委員長(仲原善一君) 檜垣畜産局長。

○政府委員(檜垣徳太郎君) 酪農振興法及び土地改良法の一部を改正する法律案につきまして、補足して御説明申し上げます。

この法律案を提案する理由につきましては、すでに提案理由説明において申し述べましたので、ここでは省略することといたし、以下この法律案の主要な内容を御説明申し上げます。

まず酪農振興法の一部改正について申し上げますと、第一に、酪農近代化計画等に関する制度を新たに設けることとしたこととあります。

すなわち、生産から流通に至る酪農の近代化を因及び地方公共団体の協調のもとに計画的、効率的に進めていくため、まず、農林大臣が、その重要事項に関して今後の向こうべき方向を明らかにした酪農近代化基本方針を示し、次いで、この基本方針に即して、都道府県知事が、その区域における酪農の近代化をはかるための基本的な事項についての計画を作成し、さらに、この都道府県計の計画に即して、酪農の合理的な発展をはかるにふさわしい条件を備えた市町村の長が、その区域における酪農の近代化をはかるための具体的な措置についての計画を作成することができるといたしました。同時に、これによる酪農関連諸施策の一貫性の確保とその重点的、総合的な運用を達成するため、必要な関連規定を整備することといたしました。

なお、従来の酪農経営改善計画に関する制度につきましては、これを市町村酪農近代化計画制度に発展的に吸収することといたしました。

第二に、現行の集約酪農地域の制度につきまして、所要の規定を整備することといたしました。

今日、わが国乳製品の国際競争力の強化及び大消費地に対する市乳の円滑な供給を期するため、集約酪農地域の制度を有効に活用することがますます重要となってきております。

そこで、今回の改正におきましては、まず、集約酪農地域の生乳の濃密生産団地としての性格を法文上明確にいたしました。また、近代的な酪農

経営の育成を通じてこの濃密生産団地を形成し、ゆく必要があるという考えにたつて、集約酪農地域の指定基準を改めるとともに、酪農近代化計画制度との有機的な関連を考慮しつつ、集約酪農地域との振興計画の計画事項及びその具備すべき要件に関する規定を整備することといたしました。

なお、集約酪農地域における草地改良事業の手續に関する規定は、後に申し上げます土地改良法の関連規定の強化に伴いまして、国および都道府県が、集約酪農地域における草地の造成等の事業の推進に努めるべき旨の規定に改めることといたしました。

第三に、生乳等の取引に関する規定の整備をはかることとしたこととあります。

すなわち、まず、生乳等取引契約の継続性にかんがみ、契約当事者がその存続期間の満了の一定期間前までに別段の意思表示をしないときは、当該契約が一カ月間延長される旨の規定を設け、契約関係の明確化と契約の更新に伴う紛争の円滑な解決をはかることといたしました。

また、生乳等取引契約にかかると紛争の調停に關しては労働関係、建設工事関係の紛争にかかると調停手續の規定をも参考といたしまして、紛争関係者の出頭義務に関する規定を設け、紛争の適正かつ迅速な解決に資することといたしました。

第四に、国内産の牛乳の学校給食に関する規定を整備することとしたこととあります。

すなわち、牛乳の学校給食への供給事業の重要性にかんがみ、今後、その計画的な増大を目的として、農林大臣が、文部大臣と協議の上、学校給食供給目標を定め公表するとともに、この学校給食供給目標に即して、毎年度、学校給食供給計画を定めることとし、さらに、その供給の円滑化をはかるための援助措置に関する規定を設け、国内産の牛乳の学校給食を制度的に広範かつ円滑に実施することとした次第であります。

次に、土地改良法の一部改正について御説明申

上げますと、国営または都道府県営による草地改良事業に関する規定を整備することとしたこととあります。

公有地等における草地の共同利用、乳牛集団育成等を目的とする大規模な草地改良事業についての法制を整備し、これが促進をはかるため、地方公共団体等が使用し収益する権利を有し、かつ、土地改良法第三条の規定に資格を有する土地につき、これらの者の申請により国営または都道府県営による農用地造成事業を行なうことができることとし、その申請手續、適否の決定、土地改良事業計画の策定、計画の変更等の規定につき所要の改正をすることといたしました。

以上をもってこの法律案の提案理由の補足説明といたします。

なお、委員長からの御質問もございまして、本法案に対する衆議院の審議の過程におきまして、一部の修正が行なわれました点を御説明申し上げます。

修正の内容といたしましては、酪農振興法第一条の目的の改正規定中、「酪農の健全な発達を促進し」とあるのを、「酪農の健全な発達及び農業経営の安定を図るに改める点であります。酪農振興法が農業経営の安定をも意図するものであるといた趣旨であることを明らかにされた次第であります。

引き続きまして、資料の御説明を申し上げます。

資料は二部、二種類御配付を申し上げております。一つは酪農振興法及び土地改良法の一部を改正する法律案関係資料でございます。今回の法律改正に關係する法律案、それからこれに対する法律案の提案理由補足説明、それから法案要綱、それから新旧の法律を対照して見やすいようにいたしました表、それからこの改正に關係いたしました法律案の参照条文を取録いたしましたものであります。内容については省略させていただきます。

それからいま一つの資料は、横書きの、酪農振興法及び土地改良法の一部を改正する法律案参考資料でございます。かなり分厚いものでございますので、資料の概要と趣旨を御説明いたします。

第一ページからは、酪農関係一般に關する各種のデータをそろえて、二五ページまで資料を出しているわけでありまして、これは、今回の酪農振興法改正に關係しますバック・データとしての農業全般、あるいは畜産というものの農業の中における地位、あるいは家畜飼養の動向、あるいはそれに関係します飼料の最近におきます動向、生乳の生産に關します動向、あるいは生乳の価格に關します動向、牛乳や乳製品の処理、加工に關します消費に關する資料等が第一の部分に当たるとあります。

第二番目の部分は、酪農振興法の一部改正に直接關係いたします資料でございます。一つは、集約酪農地域の概要に關する各種のデータでございます。

それから二番目は、酪農経営改善計画市町村に關する概要を知るための資料でございます。

第三番目は、酪農振興法の中に掲げております生乳取引に關しまして、その生乳取引が現在までいかに扱われてきたかというこの概要を示した資料でございます。

第四番目は、学校給食に關する概要でございます。いままでどういふ供給事業をやつてきたか、あるいはその価格はどういふ価格水準であったか、また、一般的に都道府県別に小、中学校に分けて、学校給食の実施は学校単位にどうであるか、あるいは実施状況についてどうであるかという資料を提出いたしているわけでありまして、大きな第三番目は、土地改良法の一部改正に關する資料でございます。家畜の動向に應じた飼料供給の実績及び将来の見通し、計画等を、審議の御参考のために提出している次第であります。

なお最後に、この飼料関係に關する農林省の予算の推移及び四十年年度の飼料関係予算の概要を御

説明いたします。

以上でございます。

御説明を申し上げます。

御説明を申し上げます。

御説明を申し上げます。

御説明を申し上げます。

御説明を申し上げます。

御説明を申し上げます。

御説明を申し上げます。

参考に提出をいたしてあります。
以上で提出いたしました資料の概要の御説明を
終わります。

○委員長(中原善一君) 続いて、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法案を議題とし、本案について提案理由の説明、補足説明並びに提出資料の説明を聴取することにいたします。

なお、本法案について、衆議院で修正が行なわれましたが、その修正点については、前例に従い、便宜政府当局からの御説明を受けることにいたします。谷口政務次官。

○政府委員(谷口慶吉君) 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法案について、その提案理由を御説明します。

近年におけるわが国の酪農の発展はまことにめざましいものがありますが、わが国経済の高度成長、開放経済体制の進展、農業全体の構造変化等酪農をとりまく諸情勢は急速な変化を示しつつあります。

また、酪農自体としても、その経営規模は漸次拡大しつつあるとはいえず、なお、一般に零細であり、飼料自給度も低く、全体として、生産性、収益性は低い状態にあります。

また、生乳の流通加工面におきましても、生乳取引の公正と安定の確保、集乳路線の整備、乳業の合理化等数多くの解決しなければならぬ問題をかかえている状況にあります。さらに、最近におきましては、生乳生産量の伸び率が鈍化しており、今後予想される牛乳乳製品の需要の増大を考慮するとき、これからの需給の逼迫が懸念されております。

これらの諸情勢にかんがみ、一、今後とも増大が予想される需要に対応して可能な限り生乳の国内自給をはかるよう生産の安定的拡大につとめること。二、乳牛飼養規模の拡大等を通じて酪農経営の生産性の向上を促進すること。三、牛乳乳製品の需給の安定並びにその処理、加工、流通を通ずる合理化を推進すること。を施策の基本方針と

してあります。また、これが実施にあたっては、需要の急速な増大が予測され、同時に、生産者にとつても相対的に有利な飲用乳の比率を高めるよう配慮してまいらねばならぬと考えてあります。

以上の基本方針を具体化する施策の一環として、生乳生産者に対する加工原料乳についての補給金の交付の措置、主要な乳製品について畜産振興事業団が行なう一元的輸入による需給安定の措置並びに同事業団が行なう乳製品の買入れ、売り渡しに關する業務を改善整備するための措置を暫定的に講ずることとし、ここに、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法案を提出した次第であります。

以下この法律案の内容につきまして御説明いたします。

その第一は、加工原料乳生産者に対する補給金の交付の措置であります。畜産振興事業団による乳製品の需給操作を通じて加工原料乳の価格安定をはかることをその骨子とする現行の畜産物の価格安定等に關する法律による価格安定措置につきましては、最近における生乳生産の動向と乳製品の需給実勢から見て運用上の困難が予想されることとあります。

今後酪農経営の安定向上及び牛乳乳製品の需給の安定をはかるためには、価格安定制度の改善強化を緊要とするゆえんであります。特に加工原料乳につきましても、乳製品の国内価格が国際価格に比して一般に割り高な水準にありながら、原料乳に支払い得る乳価は、なおその再生産を確保するに困難な水準であることから考へて、財政上の援助が必要であります。特に加工原料乳の主要な生産地帯の多くは、今後とも酪農を基幹作物として農業の発展をはかっていくことを必要とする地帯であります。また、これらの地帯は、今後とも急速な需要の増大が予測される飲用乳の将来における供給源として期待される地帯であることも配慮されねばならぬと考へてあります。

かかる観点から、現在その乳価形成が不明確な生乳取引を用途別価格による取引に改め、加工原料

料乳につき生乳生産者に対して補給金の交付を行なうこととしてあります。これが実施の方法といつたしましては、畜産振興事業団が、都道府県知事の指定を受けた生乳生産者団体に、生産者から委託を受けて販売した加工原料乳の数量に比して補給金を交付し、その生産者団体は、生乳販売代金に交付された補給金を加算して、生産者に対してその生乳委託販売数量に比して支払うこととしてあります。

補給金は、主要な加工原料乳地域の生乳の再生産を確保することを旨として定められる保証価格と乳製品の実勢価格を基準として定められる加工原料乳の基準取引価格との差額とし、補給金の交付の対象となる数量には、限度を定めることとしてあります。

第二は、加工原料乳に対する補給金制度及び乳製品の価格安定制度の適正な運営を確保するため、畜産振興事業団が、主要な乳製品の輸入を一元的に行ない、乳製品の需給及び価格の安定をはかることとしてあります。

第三は、右の制度と関連いたしまして、乳製品の消費の安定に資するような一定の水準での価格の安定を確保するため、畜産振興事業団が行なう乳製品の買入れ及び売り渡しに關する特例措置を定めたこととあります。

なお、この法律案は、今後における酪農及び乳業の合理化の進展と酪農経営にとつて価格条件の有利な飲用乳の比率が高まっていくことも期待されますので、昭和四十一年度以降当分の間の暫定の措置を定めるものとし、これに伴い現行の畜産物の価格安定等に關する法律の規定の適用について必要な特例を設けてあります。

以上が、この法律案を提案する理由及びその主要内容であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(中原善一君) 畜産局長。
○政府委員(楢垣徳太郎君) 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法案につきまして、補足して御説

明申し上げます。

この法律案を提案する理由につきましては、すでに提案理由説明において申し述べましたので、ここでは省略させていただきます。以下この法律案の主要な内容を補足して御説明申し上げます。

まず第一章におきましては、この法律案の目的とこの法律案における用語の定義を定めてあります。

次に、第二章におきましては、畜産振興事業団が、畜産物の価格安定等に關する法律に規定される業務のほか、加工原料乳についての生産者補給金の交付、指定乳製品等の輸入及び指定乳製品等の買入れ、売り渡し等の業務を行なうことになつたことに伴い、その行なう業務の範囲の特例について定めてあります。

第三章におきましては、この法律案のねらいとする第一の措置であります加工原料乳についての生産者補給金の交付に關して定めてあります。

加工原料乳についての生産者補給金の交付の方法につきましては、畜産振興事業団が、都道府県知事の指定を受けた生乳生産者団体に、生産者から委託を受けて販売した加工原料乳について生産者補給金を交付することとし、その交付を受けた指定生乳生産者団体は、これを生産者補給金として、生乳の販売の委託をした者に対し、販売の委託をした生乳の数量を基準として交付することといたしてあります。

生産者補給金交付金の交付を受ける生乳生産者団体は、都道府県知事の指定を受けることを要することといたしてありますが、これは、本制度が従来からの混合乳取引を用途別取引に改め、この上に立って加工原料乳について生産者補給金を交付することとしたのでありますので、酪農民相互間の公平を確保しつつ、本制度の円滑な実施をはかるためには、原則として都道府県単位で乳価のプールの行なうことが最も適切であると考へられることにかんがみ、都道府県の区域ごとに生乳の販売を行ない、かつ、乳価のプールを行なうもの

として生乳生産者団体を指定することとしたのであります。

都道府県知事の行なり生乳生産者団体の指定につきましても、以上の趣旨にかんがみ、第一に生産者から委託を受けて販売する生乳の数量が、区域内で生産される生乳の数量に対し、相当の割合を占めていること。

第二に区域内の生産者のすべてが直接または間接に加入でき、かつ、員外者の利用がその構成員に比し、実質的に制限されていないこと。

第三に生乳の販売の委託をした者に対して支払う対価の算定の方法、生乳の販売価格の約定の方法等が農林省令で定める基準に従って定められていること等を要件とし、これらの要件のすべてに適合するものに限って、指定することとしたのであります。

次に、畜産振興事業団が指定生乳生産者団体に交付する生産者補給交付金の金額は、保証価格と基準取引価格との差額に、当該指定生乳生産者団体が生産者から委託を受けて販売した加工原料乳の数量を乗じて得た額としたのであります。この場合における保証価格につきましては、生乳の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、生産される生乳の相当部分が加工原料乳であると認められる地域における生乳の再生産を確保することを旨として、農林大臣が定めることとしたのであります。

また、基準取引価格につきましては、指定乳製品にあつてはその安定指標価格、その他の主要乳製品にあつてはその生産者の販売価格から当該乳製品の製造及び販売に要する標準的な費用の額を控除した金額、すなわち加工採算価格を基準として、農林大臣が定めることとしたのであります。

なお、指定生乳生産者団体が生産者補給交付金の交付を受けることができる加工原料乳の数量につきましても、農林大臣が生乳の生産事情、飲用牛乳及び乳製品の需給事情その他の経済事情を考慮して限度を定めることとしたのであります。

なお、農林大臣は、保証価格及び農林大臣が定める数量を定めるにあつては、酪農経営の合理化を促進することとなるように配慮することとしたのであります。

以上の保証価格、基準取引価格、安定指標価格及び農林大臣が定める数量につきましては、会計年度ごとに、その前年度中に、畜産物価格審議会の意見を聞いて定めることとしたのであります。

第四章におきましては、この法律案の第二の措置であります畜産振興事業団による指定乳製品等の一元的輸入に關して定めておられます。すなわち、畜産振興事業団は、指定乳製品の価格が、安定指標価格をこえて騰貴した場合は騰貴するおそれがある場合に、農林大臣の承認を受けて指定乳製品等を輸入することができることとし、同時に、指定乳製品等の輸入は、畜産振興事業団または同事業団の委託を受けた者でなければしてはならないこととしたのであります。なお、指定乳製品等の一元的輸入の趣旨が指定乳製品の国内における需給及び価格の安定をはかることにあることから、指定乳製品の価格の安定に悪影響を及ぼすおそれがない場合については、一元的輸入から除外することとしたのであります。

第五章におきましては、この法律案の第三の措置として、畜産振興事業団が畜産物の価格安定等に關する法律に基づき行なつてきておられます指定乳製品の買入れ、売り渡し等につきまして、特別措置を定めておられます。

まず、買入れ、売り渡し等の対象品目につきましては、指定乳製品のほか、政令で定める乳製品を追加することとしたのであります。また、指定乳製品等の買入れ、売り渡しの基準につきましては、その価格を安定指標価格の水

準において安定させることを旨として、安定指標価格を基準として上下にそれぞれ一定の幅を設け、需給操作を行なうこととしたのであります。

なお、以上の措置に關連して、指定乳製品等の買入れまたは売り渡しをしない場合、指定乳製品等の交換等に關しまして、それぞれ畜産物の価格安定等に關する法律の規定に相応した規定を設けておられます。

第六章におきましては、雜則といたしまして、この法律の施行に伴う畜産物の価格安定等に關する法律の適用についての特別、政府からの畜産振興事業団に対する交付金の交付等に関する規定を設けておられます。

まず、畜産物の価格安定等に関する法律の適用についての特別について御説明いたしますと、同法に規定する原料乳及び指定乳製品の安定価格に關する規定並びに指定乳製品の買入れ、売り渡し等に関する規定につきましては、この法律案に保証価格、安定指標価格等に関する規定並びに指定乳製品等の買入れ、売り渡し等に関する規定が設けられたことに伴い、適用しないこととしたのであります。

また、同法に基づく乳業者に対する農林大臣または都道府県知事の勧告措置につきましては、この法律案において所要の規定を讀みかえて適用することとしたのであります。

さらに、畜産振興事業団の業務、財務会計等につきましては、所要の事項につき、同法の規定を讀みかえて適用することとしたのであります。

このうち主要なものにつきましては御説明いたしますと、畜産振興事業団の行なり加工原料乳についての生産者補給交付金の交付業務及び輸入乳製品の買入れ、売り渡し等の業務にかかる經理について新たに一つの特別の勸定を設け、現行の業務についての經理と区分して整理することとしておられます。

また、畜産振興事業団が指定生乳生産者団体に對して交付する生産者補給交付金につきましても、國が國以外の者に対して交付する補助金とみなして、補助金等にかかる予算の執行の適正化に關する法律を適用することとしたのであります。

次に、政府は、畜産振興事業団に対し、同事業団が行なり加工原料乳についての生産者補給交付金の交付業務に必要な経費の財源に充てるため、交付金を交付することとしたのであります。

また、さきに御説明いたしました畜産振興事業団の特別の勸定において、輸入乳製品についての売買差益が生じた場合には、これを生産者補給交付金の財源の一部に充当することができることとしておられますが、その反面輸入差損の発生も予想されるのであります。このため発生した繰り越し欠損金を補てんするため、政府は、以上の交付金のほか、同事業団に対し交付金を交付することができることとしたのであります。

以上のほか、この法律の施行に必要な限度において、農林大臣または都道府県知事が生産者、乳業者、指定生乳生産者団体等について報告を徴取し、及び立ち入り検査を行なうことができる等の規定を設けておられます。

最後に、第七章におきまして、所要の罰則規定を設けているほか、附則におきまして、この法律案は、昭和四十一年四月一日から施行することとしたのであります。なお、生乳生産者団体の指定に關する手続及び保証価格等の決定に關する手続につきましては、この法律案の施行の準備をいたしますため、法律施行前においても行なうことができることとしたのであります。

以上をもちまして、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法案の提案理由の補足説明といたします。

続きまして、委員長から御指摘がございましたが、衆議院で本法案に關する御審議の過程におきまして、本法案の一部について修正案が可決されておられますので御説明申し上げます。修正点は、第五條中「委託を受けて行なり生乳の販売若しくは加工及び当該処理若しくは加工に係る飲用牛乳若しくは乳製品の販売若しくはその委託をい

ら」とありますのを、「委託を受けて行なり生乳

の販売又は委託を受けて行なう生乳の処理若しくは加工及び当該処理若しくは加工に係る飲用牛乳若しくは乳製品の販売をい、生乳生産者団体が直接又は間接の構成員となっており、かつ、全国の区域を地区とする農業協同組合連合会その他の者に対するこれらの委託を含む。」と改める点が第一点であります。

それから第二点は、第七条第一号中、「場合には、都道府県知事が農林大臣の承認を受けて当該区域を分けて定める区域。」とありますのを、「場合において、農林大臣が都道府県知事の意見をきいて当該区域を分けて区域を定めたときは、その区域。」というふうに改めるといふ点であります。

修正の趣旨は、第五条につきましては、指定生乳生産者団体が、その委託を受けた生乳の販売、処理、加工及び製品の販売について、全国段階の農業協同組合連合会に系統的に再委託する旨を明らかにしたものであります。第七条の修正の趣旨は、自然的経済的条件により、例外的に都道府県を単一の区域とできないために、区域を分かつて、指定生乳生産者団体と目ざざるを得ない場合にも、農林大臣の責任においてこれを行なうこととし、都道府県単一の指定生乳生産者団体を設置するといふ原則をできるだけ貫徹しようとする趣旨に出るものであります。

引き続きまして資料の御説明をいたします。資料は、縦刷りの、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法案関係資料というものと、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法案参考資料という横刷りのものと、二種類提出をいたしております。で、縦刷りの資料は、この暫定措置法案の御審議のための法案自体、あるいは提案理由、それから暫定措置法案の要綱、関係法でございます畜産物の価格安定等に関する法律と、この法案との対照表、それから本法案の二十条の規定によりまして、畜安法の条文の読みかえをいたしておりますので、その対照表、それからこの法案に関係いたします参考条文文の一つの冊子にまとめたものであります。目次にござります第三番目の提案理由の補足

説明につきましては、当初この冊子に含んでおりますような補足説明をいたすつもりでございまして、冗長にわたりますので、ただいま簡略にいたしまして御説明申し上げた次第でございまして、それから横書きの資料は、これは本法を御審議いただきます場合にございますバックデータとして一つの関係資料でございます。第一は、農業一般に関するデータでございます。これは先ほど御説明を申し上げました酪農振興法の一部改正と、あるいは土地改良法の一部改正の法律案の資料と同様のものがございます。

また、二番目は、畜産一般の資料でございますが、この資料も家畜の飼養の動向、あるいは飼養全体の動向を、粗飼料あるいは濃厚飼料別に整備をいたしております。また、粗飼料生産の草地の造成に関する従来からの資料、もしくは今後の生産の目標等に関する資料を整備いたしております。

次に、酪農関係の資料といたしまして、酪農生産に関する動向を示す全国的な乳牛の飼養あるいは乳牛の屠殺等の数字の推移、乳牛価格の推移等を提出いたしております。特に関係の法案でございますので、一八ページから二二ページまで生乳の生産費に関する資料を整備いたしまして提出をいたしております。

酪農の第二番の資料といたしましては、生乳及び牛乳、乳製品の生産動向を年次別あるいは地域別に分かちまして提出をいたしております。乳製品につきましましては、これは製品別あるいは年次別の資料を整備をいたしまして提出いたしております。酪農の第三番目の資料は、生乳及び牛乳、乳製品の価格動向に関する資料でございます。その第一が生乳の取引の概要に關係いたします資料で、これは先刻御説明いたしましたものと同じでございます。

次は、牛乳、乳製品の消費の動向につきましまして、国内における消費動向、国際的な消費水準との対比等を示しております。そのあとで主要畜産物の輸出入の推移について年次別、物資別に統計を提出をいたしております。次に、学校給食の概要は、先ほどの御説明を申し上げました資料と全く同じものを提出をいたしております。

最後に、この法案に關係いたしました畜産振興事業団の概要につきましまして事業団の組織、定員の推移、資本金の推移、債務保証もしくは指定乳製品の買入れ等の業務の内容についての資料を提出いたした次第でございまして、たいへん簡単でございますが資料の説明を終わります。

○委員長(仲原善一君) 続いて、砂糖の価格安定等に関する法律案を議題とし、本案について提案理由の説明、補足説明並びに提出資料について説明を聴取することといたします。

なお、本法案に対する衆議院の修正点については、前例に従い、便宜、政府当局からこの際、説明を聴取することといたします。谷口政務次官。○政府委員(谷口慶吉君) 砂糖の価格安定等に関する法律案について、その提案理由を御説明申し上げます。

わが国の甘味資源対策につきましては、政府は昨年制定されました甘味資源特別措置法によりまして、適地における甘味資源作物の生産を振興し、農業経営の改善と農家所得の安定、砂糖類の自給度の向上及び甘味資源にかかわる国際競争力の強化に資する方針で甘味資源の保護育成のための施策を進めてまいりましたのであります。幸い、寒地てん菜及びてん菜糖をはじめ、南西諸島におけるサトウキビ及び甘蔗糖やイモでん粉を原料とするブドウ糖等着実な生産の伸長をみせ、農業経営の改善と農家所得の安定に大きく貢献しつつあるところであり、また砂糖の著しい消費の増大にもかかわらず、砂糖類の自給度も逐年向上し、沖縄産糖も含め現在三割以上に及んでいくところでありま

しかし、わが国の砂糖の需給の現状は、なおその大部分を輸入糖に依存しておりますため、世界砂糖市場の特異性による国際糖価の激しい騰落によりまして、国内糖価は大幅な変動を続けており、今後とも不安定なまま推移することを余儀なくされるものと考えられるのであります。このような不安定な事態は、甘味資源の振興対策に対しても重大な悪影響を及ぼし、これら原料作物の生産農家の所得をもきわめて不安定ならしめるとともに、これを原料とする国内産糖及び国内産ブドウ糖にかかわる関連産業の健全な発展を阻害することになり、国民生活の安定上も好ましくないことは明らかであります。

すなわち、昨年来の国際糖価の暴落により国内糖価は予想以上に下落するところとなり、政府は、国内産糖及び国内産ブドウ糖の買入れ措置を講じ、農業所得の安定と甘味資源作物の価格支持に努めてまいりましたのであります。現状においては、政府の買入れは砂糖の市価回復の効果を生ぜず、政府の買入れ措置もかえってその政府在庫が糖価低迷の原因となり、いたずらに政府の損失を増大させる結果を招き、甘味資源対策は現在きわめて困難な状況に直面しているところでありま

したがいまして、かかる事態の解決のためには、すみやかに糖価の安定と甘味資源の価格支持の方式の改善につきましまして、抜本的な対策を確立する必要があると考えられるのであります。もとより、わが国が開放経済に向かっている今日、国際糖価の趨勢に照応し、自由化のメリットを生かしつつ生産の合理化と糖業の健全な発展をはかるべきことはいうまでもないところでありま

政府は、以上の諸般の事情を十分配慮いたし、甘味資源の生産の安定とあわせて国民の消費生活の安定をはかるため、国際糖価の異常変動を除く去して国内糖価の平準化、安定化をはかることとすに、さらに国内産糖については、甘味資源作物の生産の見通しや国際糖価の動向等を考慮して合理

化目標価格を設定して、これが実現をはかることとし、このため、輸入糖との価格調整を行なう一方、甘味資源作物の価格支持を強化する等の必要な措置を講ずるため、ここに砂糖の価格安定等に関する法律案を提出した次第であります。

以下この法律案の要旨につきまして御説明申し上げます。

その第一は、砂糖の価格安定に関する措置についてであります。

わが国の砂糖の価格が輸入糖の価格によって支配されている現状に鑑み、次の措置により国内産糖の安定をはかることとしたしております。

その一は、毎砂糖年度、砂糖の上限及び下限価格並びにその幅において国内産糖の合理化目標価格を設けることとしたし、これにより輸入糖の価格の調整をはかることとしたしております。

すなわち、国内に輸入される砂糖の価格の上限価格をこえて騰貴し、または下限価格を下つて低落することを防止し、その幅の中に安定するよう価格調整をはかるほか、国際糖価が国内産糖の合理化目標価格を下つて低落するような場合には、国内産糖と輸入糖との価格関係の調整を行なうこととし、その価格調整の方式として糖価安定事業団による輸入糖の買い入れ及び売り戻しの措置によることとしたしております。

なお、安定上下限価格につきましては国際糖価の通常の変動の上限及び下限を基準として定めることとし、消費者に不当な負担と不利益を及ぼすことのないよう配慮するとともに、これにより国内産糖製造事業を含め、精製糖企業の秩序ある合理化が促進されることを期待しているところであります。

その二は、糖価安定に関する補完措置についてであります。

糖価安定事業団の行なう輸入糖の価格調整によつて一応国内産糖の安定が期待し得るわけでありませんが、さらに国際糖価の高騰の際に糖価安定事業団の行なう輸入糖の価格調整措置によつては

砂糖の価格を安定させることが困難な場合にあっては、国は、砂糖についての関税率の引き下げその他の措置を講ずべきこととし、糖価安定に対する国の責任を明確にすることにしております。また、この法律案は、粗糖の輸入数量には規制を加えておりませんので、砂糖の需給が著しく不均衡となり、その結果、安定下限価格に見合う価格を下つて国内産糖が低落するおそれがある場合にそなへて、かかる際には、農林大臣は、精製糖の製造業者に対し、砂糖の製造、販売数量の制限に関する共同行為を実施すべきことを指示し得ることとし、その指示に従つてする共同行為については、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律を適用除外することとしております。

第二は、国内産糖及び国内産ブドウ糖の価格支持に関する措置についてであります。

糖価安定事業団は、国内産糖製造業者が農林大臣が定める最低生産者価格を下らない価格で生産者から買い入れたてん菜またはサトウキビを原料として製造した国内産糖をその申し込みに応じて買い入れ、かつ、売り戻すこととし、また農林大臣の指示に基づき、国内産ブドウ糖の製造事業者から、その申し込みに応じて、イモでん粉を原料として製造されるブドウ糖を買い入れ、かつ、売り戻すこととしております。

このような措置により国内産糖及び国内産ブドウ糖の価格支持を行ない、糖価の安定措置と相まって、甘味資源作物の生産農家の所得の安定をはかることとしたしております。

第三は、糖価安定事業団についてであります。

以上述べましたような事業の実施に当たつため、輸入にかかると砂糖の価格調整並びに国内産糖及び国内産ブドウ糖の価格支持のための砂糖及びブドウ糖の買い入れ及び売り戻しの業務を行なうことを目的として、糖価安定事業団を設けることとしたしております。

なお、糖価安定事業団のする国内産糖及び国内産ブドウ糖の買い入れ及び売り戻しの対価の差額の補てんについては、国の責任部分と輸入糖との価格調整によつて行なう部分

とを明確にし、国の責任部分についてはそれに相当する金額を一般会計から糖価安定事業団に交付するものとしております。

最後に、この法律は公布の日より施行することとしておりますが、輸入糖の価格調整については、昭和四十一年砂糖年度から行なうこととしております。

また、甘味資源特別措置法の国内産糖及び国内産ブドウ糖の政府買い入れに関する規定は、この法律の制定に伴い改定することとし、これに伴い、経過措置のほか、食糧管理特別会計法について砂糖類勘定を廃止する等所要の改正規定を設けております。

以上が、この法律案の提案理由及び要旨であります。

何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(仲原善一君) 齋藤食糧庁長官。

○政府委員(齋藤誠君) ただいまの砂糖の価格安定等に関する法律案につきまして、補足して御説明申し上げます。

この法律案を提出する理由につきましては、すでに提案理由説明において申し述べましたので、以下この法律案の主要な内容につきまして若干補足して御説明申し上げます。

まずこの法律案は、輸入糖の価格調整その他砂糖の価格の異常な変動を防止するための措置並びに国内産糖及び国内産ブドウ糖の価格を支持するのに必要な措置等を定めることにより、砂糖の価格の安定をはかることといたし、国内産糖及び国内産ブドウ糖にかかると砂糖の価格調整並びに国内産糖及び国内産ブドウ糖の価格支持のための砂糖及びブドウ糖の買い入れ及び売り戻しの業務を行なうことを目的とするを規定しております。

砂糖の価格安定に関する措置につきましては、輸入にかかると砂糖の価格調整等に関する規定から御説明申し上げます。

その一は、農林大臣は、砂糖年度ごとに定める安定上下限価格及び安定下限価格並びに国内産糖合

理化目標価格についてであります。安定上下限価格及び安定下限価格は、輸入糖の価格を適正な水準に安定させるための指標として、砂糖の価格がその額をこえて騰貴し、またはその額を下つて低落することを防止することを旨として、国際糖価の通常の変動の上下限を基準として定めることとしております。

次に国内産糖合理化目標価格は、輸入糖の価格が低落した場合にこれによる甘味資源作物の生産の振興及び国内産糖企業の健全な発展に及ぼす悪影響を緩和するため輸入糖の価格を調整することが必要であり、この価格調整の基準としての意味を持つものであります。その価格は、一定期間の甘味資源作物の生産の見通し及び国内産糖の製造事業の合理化の目標並びに国際糖価の動向をも考慮して定める国内産糖の目標生産費を基準として定めることとし、もつて国内産糖の合理化の努力目標としたしております。

なお、これら安定上下限価格等の決定につきましては、砂糖類の製造、販売、輸入または消費に關し学識経験を有する者の意見を聞かなければならないこととし、公正な立場に立つて対処し得るよう特に配慮してある次第であります。

その二は、糖価安定事業団のする輸入糖の価格調整についてであります。輸入糖につきましても、その通関のときに糖価安定事業団による買い入れ及び売り戻しの措置を通じて必要な価格調整を行ない、もつて輸入糖の価格安定と輸入糖と国内産糖及び国内産ブドウ糖との価格調整をはかるうとするものであります。この買い入れ及び売り戻しは、買い入れと同時にその買い入れの相手方に売り戻すいわゆる瞬間タッチ方式により運用することとしたし、考へております。

すなわち、国際糖価の低落時における輸入糖の糖価安定事業団への売り渡しについては、農林大臣が過去の一定期間における国際糖価の平均を基準として算出する平均輸入価格が国内産糖合理化目標価格に満たない場合輸入される砂糖は、原則として糖価安定事業団に売り渡さなければならぬ

とを明確にし、国の責任部分についてはそれに相当する金額を一般会計から糖価安定事業団に交付するものとしております。

最後に、この法律は公布の日より施行することとしておりますが、輸入糖の価格調整については、昭和四十一年砂糖年度から行なうこととしております。

また、甘味資源特別措置法の国内産糖及び国内産ブドウ糖の政府買い入れに関する規定は、この法律の制定に伴い改定することとし、これに伴い、経過措置のほか、食糧管理特別会計法について砂糖類勘定を廃止する等所要の改正規定を設けております。

以上が、この法律案の提案理由及び要旨であります。

何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(仲原善一君) 齋藤食糧庁長官。
○政府委員(齋藤誠君) ただいまの砂糖の価格安定等に関する法律案につきまして、補足して御説明申し上げます。

いこととしております。他方平均輸入価格が安定
上限価格をこえるときに輸入される砂糖について
は、原則として売り渡し申し込みに応じ糖価安
定事業団が買入れるものとしております。

これら価格調整の対象となる輸入糖の買入れ
の価格は、その輸入の際の平均輸入価格によるこ
とをいたしておりますが、糖価安定事業団の買入
れる輸入糖は、必ずその相手方に売り戻すこと
とし、その売り戻しの価格は、国際糖価が低落し
ている期間においては、平均輸入価格あるいは安
定下限価格に一定の額を加えた額とし、この加算
額は、輸入糖と国内産糖及び国内産ブドウ糖との
価格調整に必要な額として、国内産糖及び国内産
ブドウ糖の総供給見込み数量を砂糖及び国内産
ブドウ糖の総供給見込み数量を除外して得た数を限度
として農林大臣が定める率を、国内産糖合理化目
標価格と平均輸入価格あるいは安定下限価格との
差に乘じて算出することとしております。また同
際糖価が高騰している期間においては、売り戻し
の価格は、安定上限価格としております。この場
合売買価格が個々の輸入価格によらず一律に定め
られることとなりますので、個々の企業の買付
け努力のメリットは完全に確保されておることは
申すまでもないところであります。

なお、糖価安定事業団のする輸入糖の価格調整
の補完措置といたしまして、国際糖価の高騰時に
おきまして、糖価安定事業団のする輸入糖の価格
調整によつては砂糖の価格を安定させることが困
難と認められるときは、砂糖についての関税率の
引き下げその他必要な措置を講ずることとしてお
り、糖価の異常な高騰を国内の責任において抑制す
べきことを義務づけているのであります。

次に、精製糖の製造数量等の制限について御説
明申し上げます。

輸入糖について価格調整を行なう場合におきま
しても、輸入数量の規制のないため砂糖の需給が
不均衡となり、国内糖価が予想される水準以下に
低落することも自由化のもとにおきましては当然
に予測されるところであります。国内糖価が安

定下限価格に見合ふ水準を下回つて低落する異常
な事態となるに至つた場合には、国内糖価の安定
を確保するため、必要に応じ、農林大臣が精製糖
企業に対し、精製糖の製造数量または販売数量の
制限に関する共同行為を実施すべきことを指示し
得ることとし、私的独占の禁止及び公正取引の確
保に関する法律の規定は、この場合の共同行為に
ついては、適用しないこととしております。

次に、国内産糖及び国内産ブドウ糖の価格支持
に関する措置についてであります。

糖価安定事業団のする国内産糖の買入れにつ
きましては、現行の政府買入れによる価格支
持を糖価安定事業団の買入れによる価格支持に
改めるとともに、買入れの発動は、国内産糖製
造事業者からの国内産糖の売り渡しの申し込みが
あつたときに、その申し込みに応じて、買入れ
るものとしております。

次に糖価安定事業団の買入れられる国内産糖は、
必ずその買入れの相手方に売り戻すべきことと
しておりますが、この買入れ及び売り戻しは、
買入れと同時にその相手方に売り戻すいわゆる
瞬間タッチ方式により運用いたしたいと考えてお
ります。

なお、現行甘味資源特別措置法におきまして、
国内産糖製造施設の新設の当初においてその新設
をした者が甘味資源作物の集荷等の面で受ける著
しい不利を補正する必要がある場合等について
は、国内産糖の政府買入れの特例規定が設けら
れておりますが本法律案におきましても同趣旨の
特例を設けております。

国内産ブドウ糖の価格支持につきましては、国
内産糖と異なり、原料たるイモでん粉の価格がそ
れ自体の需給によつても変動しており、関係
上、糖価安定事業団の買入れの発動につきまし
ては、イモでん粉の価格、国内産ブドウ糖の価
格、砂糖の価格等を勘案して、国内産ブドウ糖
の生産を維持しその原料でん粉の原料となる国内
産のイモの需要の確保をはかるため必要がある
認められる場合に、農林大臣が糖価安定事業団に

指示を行ない、糖価安定事業団は、その指示に基
づき、ブドウ糖製造事業者から、その申し込みに
応じて、その製造する国内産ブドウ糖を買入れ
るものとするとしており、その買入れ価格の
格につきましては、現行と同様の考え方としてお
ります。

次に、糖価安定事業団が買入れられる国内産ブ
ドウ糖は、国内産糖と同様に、必ずその買入れの
相手方に売り戻すべきこととしております。

なお、現行甘味資源特別措置法におきまして、
国内産ブドウ糖の製造事業者の合理化を促進するた
め特に必要があると認められる場合については、
国内産ブドウ糖の政府買入れの特例規定が設け
られておりますが、本法律案におきましても同趣
旨の特例を設けております。

次に、糖価安定事業団の業務等については、糖
価安定事業団は、輸入糖の価格調整並びに国内産
糖及び国内産ブドウ糖の価格支持のための砂糖及
びブドウ糖の買入れ及び売り戻しの業務を行な
うことを目的とし、この法律の規定による輸入糖
の買入れ及び売り戻し、この法律の規定による
国内産糖及び国内産ブドウ糖の買入れ及び売り
戻し並びにこれらの業務に付帯する業務を行なう
こととしております。

なお、国内産糖及び国内産ブドウ糖の買入れ
及び売り戻しの対価の差額のうち、買入れの価
格と国内産糖合理化目標価格に見合ふ価格の差額
につきましては、これを財政措置によることとし
、政府が交付金を交付するものとしております
が、対価の差額の残額につきましては、輸入糖と
の価格調整によつて措置することとして、輸入糖
の目標生産費は甘味資源作物の生産の振興その他
甘味資源対策と密接に関連することにかんがみ、
これを定めようとするときは農林大臣が甘味資源
審議会の見解を聞かなければならない旨の修正を
行なうとともに、これに関連して、甘味資源特別
措置法及び農林省設置法の改正規定に所要の修正
を行なつたものでございます。

○委員長(中原善一君) 岡田業務第二部長。
○説明員(岡田覚夫君) 砂糖の価格安定等に関す

果を確保し得るよう配慮してあります。

最後に、附則の規定につきまして御説明申し上
げます。

この法律は、公布の日から施行することとして
おりますが、まず糖価安定事業団のする輸入糖の
価格調整は、昭和四十年十月一日以後に輸入され
る砂糖について、国内産糖及び国内産ブドウ糖の
糖価安定事業団による価格支持に関する措置は、
昭和四十年砂糖年度に製造される国内産糖及び国内
産ブドウ糖について、それぞれ適用することとし
ております。

次に、この法律の制定に伴い、国内産糖及び内
産ブドウ糖の政府買入れに関する規定につ
き、甘味資源特別措置法に所要の改正を加えてお
ります。また、これに伴い昭和三十九砂糖年度に
製造される国内産糖及び国内産ブドウ糖の昭和四
十年九月三十日までの政府買入れについては、
なお従前の例によることとしております。

以上のほか、甘味資源特別措置法の改正に伴い
食糧管理特別会計法につきまして、砂糖類勘定の
廃止等の所要の規定を置くほか、関係の法律につ
いて所要の改正を行なうこととしております。

以上をもちまして、砂糖の価格安定等に関する
法律案についての補足説明といたします。

なお、この砂糖の価格安定等に関する法律案は、
衆議院におきまして一部修正がされましたので、
その修正点につきまして便宜私から御説明申し上
げます。

修正点は、国内産糖合理化の目標価格の基準とな
る目標生産費の定め方についてであり、この
目標生産費は甘味資源作物の生産の振興その他
甘味資源対策と密接に関連することにかんがみ、
これを定めようとするときは農林大臣が甘味資源
審議会の見解を聞かなければならない旨の修正を
行なうとともに、これに関連して、甘味資源特別
措置法及び農林省設置法の改正規定に所要の修正
を行なつたものでございます。

○委員長(中原善一君) 岡田業務第二部長。
○説明員(岡田覚夫君) 砂糖の価格安定等に関す

る法律案について、砂糖の価格安定等に関する
法律案は、衆議院におきまして一部修正がされま
したので、その修正点につきまして便宜私から御
説明申し上げます。

る法律案の關係資料といたしまして、三部提出してございませう。

まず第一の、法律案關係資料につきましては、これは法律案、法律案の参照条文等を記載いたしておりますので、内容は省略させていただきます。

砂糖価格安定等に関する法律案の参考資料として(1)(2)をお手元にお届けいたしておりますが、まず(1)のほうから申し上げます、Iは五ページから一五ページまでございませうが、砂糖類の需給につきましまして、世界の需給と国内の需給、それから需給の見通し等につきまして記載いたしております。それから、IIは砂糖の輸入の關係でございますが、一六ページから二二ページにわたります。種類別、国別に実績、通関価格等の推移を記載いたしております。IIIは砂糖類の価格でございますが、これは二二ページから二五ページまで、国内需給と国内需給の推移、各種の甘味資源の価格の推移の一覧表を掲げております。

四が、二六ページから二八ページまででございますが、砂糖に關します税制について記載をいたしております。

五は、砂糖類の流通消費の關係でございますが、二九ページから三九ページまで記載しております。

六は、精製糖、てん菜糖、甘蔗糖、ブドウ糖等の会社の企業につきましまして、その内容を記載いたしております。

それから七は、主要国の糖業制度でございますが、四六ページから六九ページにわたります。各国の糖業政策の概要なり制度につきましまして記載をいたしております。

それから参考資料の(2)でございますが、第一は、国内需給の動きにつきまして、参考図表をつけまして記載をいたしております。

て、世界の貿易の推移を書いておるわけでございます。それから第四が、特惠価格、いわゆる特惠的な取引をいたしております各国の価格の例を記載いたしております。

それから第五は、米国の国内価格と自由市場の価格。

第六は、英連邦協定価格と自由市場の価格。第七が、西ドイツ国内価格と自由市場の価格について書いてございませう。

八以下は、国内需給と国内の卸売り価格、小売価格等につきまして、年次別月別の数字を記載いたしております。

簡単にございませうが、資料の内容を御説明申し上げます。

○委員長(仲原善一君) 次に、沖繩産糖の政府買入れに關する特別措置法の一部を改正する法律案を議題とし、本案について提案理由の説明、補足説明を聴取することにいたします。谷口農林政務次官。

○政府委員(谷口慶吉君) 沖繩産糖の政府買入れに關する特別措置法の一部を改正する法律案について、その提案理由を御説明申し上げます。

沖繩における砂糖の生産は、近年飛躍的に増大し、そのほとんどが本邦に輸出され、わが国の砂糖の重要な供給源の一つとなつております。ことに、サトウキビ及び砂糖の生産の沖繩における農業及び経済に占める地位はきわめて高く、したがつて国内需給の低落時には、沖繩におけるサトウキビ生産農家の受ける影響には著しいものがあると考へられるのであります。

そこで政府といたしましては、沖繩に対する援助措置の一部として、サトウキビの生産者の農業経営の改善と農家所得の安定に資するため、沖繩産糖の政府買入れに關する特別措置法によりまして、国内産糖に準じ沖繩産糖の政府買入れを行なつておる次第であります。今回砂糖の価格安定等に関する法律案において、国内産糖及び国内産ブドウ糖の価格支持の方法を改正すること

いたしたことに伴い、沖繩産糖の価格支持の方法につきましても国内産糖に準じ改正することが適当であると考へられますので、ここに沖繩産糖の政府買入れに關する特別措置法の一部を改正する法律案を提案する次第であります。

この法律案の要旨は、第一には、砂糖の価格安定等に関する法律案の規定により設立されることとなる糖業安定事業団の業務として沖繩産糖の買入れ及び売戻しの業務を行ない得ることとしたこととあります。第二には、農林大臣は、毎年、糖業安定事業団の沖繩産糖の買入れの価格を定めることとし、これを下つて砂糖の価格が低落している場合において農林大臣が指示したときは、糖業安定事業団は沖繩産糖を買入れれるものとし、買入れの発動要件を明確化したこととあります。

なお、この法律案は、昭和四十年九月三十日までの製造される沖繩産糖の同日までの政府買入れは、従前の例によることといたしております。

以上がこの法律案の提案理由及び要旨であります。なにとぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(仲原善一君) 齋藤食糧庁長官。○政府委員(齋藤誠君) 沖繩産糖の政府買入れに關する特別措置法の一部を改正する法律案につきましまして、補足して御説明申し上げます。

この法律案を提出する理由につきましては、すでに提案理由説明において申し述べましたので、以下この法律案の主要な内容につきましまして若干補足して、御説明申し上げます。

法律案の内容の第一は、砂糖の価格安定等に関する法律案の規定により設立されることとなる糖業安定事業団は、同法の規定により行なう業務のほか、沖繩産糖の買入れ及び売戻しの業務を行なうこととしたこととあります。

内容の第二は、沖繩産糖の価格支持の発動の要件を砂糖の価格が糖業安定事業団の沖繩産糖の買

い入れの価格を下つて低落している場合において、農林大臣が必要と認めて指示したときとするように改めることとしたこととあります。また、これに伴いまして、政府は、糖業安定事業団の沖繩産糖の買入れの価格を毎年定めるべきことといたしております。

内容の第三は、糖業安定事業団の買入れる沖繩産糖は、必ずその買入れの相手方に売戻すこととしたこととあります。この買入れ及び売戻しは、国内産糖と同様の方式により運用することといたしたいと考へております。

内容の第四は、この法律は、公布の日から施行することといたしておりますが、昭和三十九砂糖年度に製造される沖繩産糖の昭和四十年九月三十日までの政府買入れにつきましましては、なお従前の例によることとしたこととあります。

最後に砂糖の価格安定等に関する法律案中輸入糖と国内産糖及び国内産ブドウ糖との価格調整につきましまして、沖繩産糖をもこの価格調整の対象とし得るよう糖業安定事業団の輸入糖の売戻しの価格の算定をすることとする規定を設けております。

以上をもちまして、沖繩産糖の政府買入れに關する特別措置法の一部を改正する法律案についての補足説明といたします。

○委員長(仲原善一君) 岡田業務第二部長。○説明員(岡田覚夫君) 資料といたしまして二部提出をいたしております。一つは法律案の關係資料で、一つは参考資料でございます。

法律案關係資料は、法律案並びに参照条文等を記載しておりますので、内容を省略させていただきます。

参考資料でございますが、まず第一は、一ページから三ページにわたります。沖繩における農業経営の概況を記載しております。

第二といたしまして、四ページから五ページにわたります。沖繩におけるサトウキビ並びに砂糖の生産実績を記載いたしております。

わたりまして、日本への沖繩産糖の年次別の輸出実績を掲げております。

第四といたしまして、入ページから一七ページにわたりました、沖繩で施行されております糖業振興法につきまして、重要な部分を記載いたしてあります。

簡単にございますが、以上で御説明を終わらしていただきます。

○委員長(仲原善一君) 続いて、牛乳法案(衆第一七号)、甘味資源の生産の振興及び砂糖類の管理に関する法律案(衆第二七号)、学校給食の用に供する牛乳の供給等に関する特別措置法案(衆第二九号)、以上三案について、提案理由の説明を取することにいたします。

なお印刷物が間に合っておりませんので、後ほどこれは皆さんに配付いたしますから、御了承が願いたいと思ひます。芳賀衆議院議員。

○衆議院議員(芳賀貢君) ただいま議題となりまして、芳賀貢君外十一名提出にかかる牛乳法案について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

最近におけるわが国の農業は、高度成長政策に災ひされて、農業基本法に掲げる生産性の向上と所得の確保は、単なる題目にとどまり、農業就業人口の都市への大量流失、兼業農家の急増等によって、農業生産は停滞し、国民食糧の供給に不安を生じ、今後の農業発展に対し、まことに憂慮すべき事態に立ち至っていることは御承知のとおりであります。

この際、酪農の現状について申し上げますと、昭和三十年の乳牛の頭数は四十二万一千頭であったのが、三十九年には百二十三万八千頭と、十年間に三倍に増加し、今では四十万戸の酪農家が平均三頭の乳牛を飼育しており、したがって牛乳の生産についても、昭和三十年には年産百万トンであったのが、三十九年には三百四万トンと、生産量も三倍に躍進しているであります。また、これに対して、飲用牛乳及び乳製品の国民消費は

毎年一三乃至一五%と順調に伸長を示しているのではありません。

かかる生産と消費の動向にもかかわらず、酪農政策については、今日、多くの矛盾と欠陥が起伏しているのではありません。

最近政府は、社会開発の推進によって、ひずみ是正をはかり、明るい農村を建設すると宣伝しておりますが、依然として貿易の自由化を促進し、食糧自給体制を放棄し、安上がり農政を強行しておりますことは、各方面から指摘されているところであり、まさに自民党政府に農政なしの感を禁じ得ないのであります。

しこうして、政府は、ここ数年來、農業基本法にのっとり、畜産、果樹等の成長部門に対し選択的拡大の路線を推進してまいりましたが、この施策と併行して実行されるべき飼料資源の開発及び流通管理対策、あるいは牛乳、乳製品の生産と価格及び流通対策が、独占的な乳業資本または飼料会社の利益本位に進められているため、酪農民の適正な労働報酬すら確保されず、毎年のように生産者と乳業者の間に乳価問題をめぐって紛争を生じさせ、結局生産者には低乳価をしい、消費者には、生産者乳価の三倍にもなる高乳価を押しつけているという矛盾をもたらし、今や酪農民は政府に対し強い不信の念すら抱いているのであります。

まさに農民不在ともいふべき政府の農政に対して、わが日本社会党の酪農政策の基本方針を申し上げますならば、すなわち、わが国の食糧自給体制を確立し、食生活の消費構造の質的向上をはかるため、農業発展長期計画に基づいて、牛乳・乳製品の生産を確保し、酪農の発展と農民所得の増大を期することとし、国の責任によって、草地の開発造成を行なうて、自給飼料の増産等生産条件を整備し、酪農経営の近代化、共同化を促進することとし、牛乳の生産、加工、流通、価格、消費等の対策については国の管理を強め、特に価格対策とし、この基本方針に基づき重要な柱として今回牛乳法案を提出した次第であります。

したがって、本法案の目的といたしますところは、牛乳及び乳製品の生産の確保、価格の安定、消費の増進等をはかるとともに、酪農及びその関連産業の健全な発達と農家所得の向上を促進し、あわせて国民食生活の改善に資するため、牛乳についての交付金の交付、牛乳及び乳製品の販売に關する基準価格の設定、乳製品の政府の買入れ及び売り渡し、学校給食用牛乳及び母子保健牛乳の給付等の措置を講じようとするものであります。

以上が本法案を提出した理由であります。

次に法案の内容について申し上げます。

第一に、農林大臣は、毎五カ年を一期とする牛乳等長期需給計画を定め、これに基づき、牛乳等年度需給計画を定めて公表することとしております。

年度計画の内容は、生乳の生産数量、飲用牛乳、乳製品の需給数量、政府の買入れ及び売り渡し見込み数量及び、生乳の遠距離輸送に関する事項等でありまして、

第二に、農林大臣は、牛乳年度の開始前に、

一、生乳の保証価格、二、生乳の販売基準価格、三、飲用牛乳の販売基準価格、四、飲用牛乳の小売り基準価格、五、指定乳製品の販売基準価格を定めて告示することとしております。

まず、一、生乳の保証価格は、食管法に基づく生産者米価と同様に、生産者所得補償方式によつて算定された生乳の生産者価格であり、同時に政府の保証価格であります。また、保証価格は、一物一価の原則により、全国同一価格をたてまゑといたしてあります。

二、生乳販売基準価格は、農業パリティ指数、物価及び消費者の家計費等を参酌して定めることとし、この価格は、生産者団体が乳業者に生乳を売り渡す場合の最低販売価格のことであり、また、

三、飲用牛乳の販売基準価格は、生乳の販売基準価格に飲用牛乳の製造及び販売に要する標準的な費用を加えたもので卸販売価格のことであり、

四、飲用牛乳の小売り基準価格は、飲用牛乳の販売基準価格に、小売り販売に要する標準的な費用を加えたもので、飲用牛乳の消費者価格のことであり、

五、指定乳製品の販売基準価格は、生乳の販売基準価格に、乳製品の製造及び販売に要する標準的な費用を加えたもので、乳製品の卸売り価格のことであり、

第三は、生産者団体による生乳の一元集荷多元販売についてであります。

生乳の生産者が構成員となつて農業協同組合または農業協同組合連合会は、生乳生産者団体として、生産者から生乳の販売の委託を受けて、生乳の一元集荷と販売の事業を行なうとともに、全国を区域とする農業協同組合連合会は指定生乳生産者団体として、政府からの交付金を生産者に交付する業務を行なうこととしたのであります。

第四は、生産者に対する交付金の交付についてであります。

まず、生乳の保証価格から、生乳の販売基準価格を控除した額が交付金の基礎となるのであります。

政府は、生産者団体が一元集荷して、乳業者に販売した生乳の総数量に対し、交付金を交付するものと、その場合の指定生産者団体は、農林大臣が指定した全国を区域とする農業協同組合連合会とし、交付金は農協系統を經由して生産者に交付することとしたのであります。

第五は、指定乳製品の政府買入れ及び売り渡しについてであります。

政府は、乳製品の需給及び価格の安定をはかるため、指定乳製品を生産者団体または乳業者からの申し込みを受けて買入れするものとし、買入れ価格は、販売基準価格によることとしたのであります。

次に、政府が買入れまたは輸入した乳製品の売り渡しについては、その時価が販売基準価格の

水準に安定するようにつとめることとしたしております。

第六は、乳製品の輸入についてであります。政府は、牛乳等年度需給計画に基づき、需給上必要な乳製品を輸入するものとし、輸入については、政府が、これを行なうこととしたのであります。

第七は、学校給食用牛乳の無償給付と、母子保健牛乳の給付についてであります。

わが日本社会党は、すでに第四十六回国会に学校給食法の一部改正法案及び学校給食牛乳の供給に關する特別措置法案を提出し、今国会においては、目下継続審議中であり、而法案の趣旨は、義務教育諸学校の児童、生徒に対し、牛乳の学校給食を無償で給付することとし、これが実施に必要な措置を内容としたものであります。

したがって、本法案においても、学校給食牛乳を無償で給付する旨を明らかにいたしましたのであります。また、妊産婦及び乳幼児の健康の保持増進をはかるため、母子に対して牛乳、乳製品の摂取に必要な費用の全部または一部を國が負担する旨を明らかにいたしましたのであります。

第八は、牛乳審議会の設置についてであります。

審議會は、農林大臣の諮問に応じ、牛乳等需給計画、牛乳の保証価格、飲用牛乳及び乳製品の販売基準価格、その他重要事項を調査審議し、あわせて農林大臣に対し建議するものとしたしております。

第九は、牛乳の遠距離輸送に關する施策についてであります。

政府は、牛乳等年度需給計画に基づき、牛乳の流通の円滑化をはかるため、牛乳の遠距離輸送に必要な牛乳専用貨車または、牛乳専用船を建造して、日本固有鉄道または、指定生産者団体に無償貸し付けを行ない、公共的な牛乳の輸送が期せられるようにいたしましたのであります。

第十に、政府は牛乳の価格安定をはかるため、生産者団体の飲用牛乳または、乳製品の製造施設

等について、経費の一部を補助することができるとし、また、乳業者に対しても、それ等の製造施設に要する資金の融通、あつせんを行なうものとしたのであります。

第十一に、農林大臣または、都道府県知事は飲用牛乳または、乳製品の製造または販売業者に対し、流通経費の低減をはかるため、経営の改善、合理化等に關し、必要な勧告を行なうことができるものとしたのであります。

第十二は、交付金の対象となる牛乳の集荷及び販売の適正を期するため、指定生産者団体及び乳業者は農林省令で定めるところに従い帳簿を備えつけること、農林大臣または都道府県知事が必要とする報告、または立ち入り検査に應ずる義務を明示いたしましたのであります。

第十三は、附則におきまして、農林省設置法、酪農振興法、畜産物価格安定法について改正及び諸規定の整備を行なうこととしたしております。なお、この法律の業務及び会計については「牛乳管理特別会計」によることとし、別途に法律案を提出することにしたのであります。

以上が牛乳法案の内容であります。

何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願いして提案理由の説明といたします。

○委員長(中原善一君) 兒玉衆議院議員。

○衆議院議員(兒玉末男君) ただいま議題となりました芳賀君外三十二名提出にかかる甘味資源の生産の振興及び砂糖類の管理に關する法律案及び沖繩産糖の政府買入れに關する特別措置法の一部を改正する法律案につき、提出者を代表してその提案の理由を御説明申し上げます。

わが国における甘味資源としましては、てん菜を原料とする北海道等のてん菜糖、甘蔗を原料とする南西諸島、沖繩の甘蔗糖と国内産てん菜粉を原料とするブドウ糖がございます。これら甘味資源の対策としててん菜生産振興臨時措置法の期限切れに際し、甘味資源の生産の振興、砂糖及びブドウ糖の政府買入れを行なうことを内容とした甘味

資源特別措置法が、第四十三回国会に提出され、第四十六回国会で成立をみたものであります。

その際、わが党といたしましては、第四十三回国会に、甘味資源の生産の振興及び砂糖類の管理に關する法律案を提出し、砂糖の全面国家管理を主張したのであります。国会の賛同を得るところとならなかつたことは、はなはだ残念に存するところであります。この甘味法を審議いたしましたところは、世界的な砂糖不足で国際相場も異常な高騰を見せ、平常時の四―五倍にも達したのであります。すなわち甘味法はなくなり国内産糖、ブドウ糖は採算がとれる状態であり、比較的安易な考

え方で甘味法を制定したというべきでありましよう。しかしながら、甘味法成立を境とし、国際糖価は下落を続け、逆に今度は高騰時の五分の一という糖価になつてしまつたのであります。このため、甘味法の完全運用を行なうとすれば、恒常的な国内産糖の全量買入れのみならず、でん粉類の確保のため、ブドウ糖の大量買入れを要するとならなかつた。破目におちいり、巨額の政府買入れ予算と売買損失を招来するおそれが強くなつたのであります。現実問題として、てん菜糖、甘蔗糖、でん粉、ブドウ糖等の買入れを行なつても糖価、でん粉市況は一向にさえず、買入れの効果はあらわれず、逆に政府買入れ量は砂糖需給の過剰分として糖価引き下げの作用をするという苦境に追い込まれていたのであります。

このため、政府としては、この打開策として、国内産糖のコストを基準とし糖価水準を決定し、糖価の安定をはかるべく、糖価安定事業団を設立し、輸入砂糖から差益をとり、国内産糖の赤字を補てんすることを内容とする砂糖の価格の安定等に関する法律案を提出せざるを得なくなつたのであります。換言すれば、この法律は、甘味資源特別措置法の不備を補足した補完法とも言つてお

きましよう。

しかしながら、この際、この糖価低落到伴う国内甘味資源業界の苦悩の主因は、申すまでもなく、池田前総理の無暴きまわる粗糖の自由化にあ

ると言つても過言でないことを、あらためて明らかにいたしておきたいのであります。

わが党といたしましては、糖価の安定なくして、てん菜、甘蔗、イモ、でん粉の生産農家は安心して、その生産を行ない得ないことは年来の主張であります。甘味資源の生産の振興と糖業の発展及び糖価の安定をはかるためには、砂糖の国家管理の方法をとる以外にその方途はないと確信いたしました。本国会において、さきの第四十三回国会に提出いたしました甘味資源の生産の振興及び砂糖類の管理に關する法律案に、所要の改正を加え再提出いたしますとともに、消費者の立場も考慮いたしまして、糖価水準の引き下げをはかるよう砂糖消費税の廃止も行なうこととしたしております。

次に、この法案の内容について概要を御説明申し上げます。

第一は、砂糖類需給計画の策定であります。農林大臣は砂糖審議会にはかり、砂糖類の需給見通し、砂糖類の生産目標、てん菜、甘蔗及びブドウ糖原料のてん粉の生産目標、砂糖類の輸入見通し、等の重要事項について、毎五カ年を一期とする長期需給計画を定め、これに基づき毎年度の需給計画を具体的に改めて、施策の方向を明らかにして、これを公表することとしたしております。

第二は、てん菜及び甘蔗の生産振興についてであります。生産条件が、てん菜または甘蔗の栽培に適しており、農業経済の改善により生産が増大する見込みが確実であり、さらに製糖企業を成立せしめるだけの生産量を確保し得る見込みのあること等を考慮し、農林大臣は都道府県の区域につき生産振興地域の指定を行なうものであります。次に生産振興地域の指定を受けた都道府県知事は、甘味資源生産振興審議会にはかり、生産振興計画を定め農林大臣の承認を求めるといたしております。

第三は、砂糖類製造施設の承認制であります。現在の製糖工場は原料不足等の理由から不安定な経営におちいつている現状であり、これ等製

糖消費税の廃止も行なうこととしたしております。

造施設の合理化はもちろんでありますが、設備が過剰とならないよう、原料の生産に即応し施設の設置または変更につき農林大臣の承認を要することとしたしております。

なお、ブドウ糖の製造施設についても同様の承認を要することとしたしております。

第四は、生産振興地域内において生産されたてん菜または甘藷の集荷及び販売については、生産者団体を通じて一元的に行なわれるようにつとめ、生産者団体及び製造業者は、これらの事項につき、契約を締結するようにならしてあります。

第五は、砂糖類の政府買入れの措置についてであります。国内産てん菜糖類及び甘藷糖類にあっては、砂糖製造業者の申し込みに応じて、政府買入れを行なうこととしたしております。またブドウ糖については、市価が低落し、でん粉の需要の確保をはかるため、特に必要と認められる場合は政府買入れを行なうこととしたしております。

第六は、生産者価格及び買入れ価格についてであります。てん菜及び甘藷の生産者価格については、選択的拡大の重要作物とみなして、生産者米価の算定と同様に生産費、所得補償方式に基づき生産者価格を定めて告示することとしたいたしました。

次に、てん菜糖及び甘藷糖の政府買入れ価格については、てん菜または甘藷の生産者価格に砂糖の製造及び政府への売り渡しに要する経費を加えた額を基準として定めることとしてあります。なお、ブドウ糖の買入れ価格については、農産物価格安定法に基づく甘藷及びパレイシヨでん粉の政府買入れ基準価格に所要の経費を加えた額を基準として定めることとしてあります。

第七は、砂糖の政府輸入についてであります。政府は需給計画に基づき、必要量の砂糖を輸入することとし、政府以外の輸入は認めないこととしたし、この際、関税については、これを免除することとしたしております。

第八は、砂糖の販売標準価格についてであります。

すが、販売標準価格は、砂糖の国際価格、国内産糖の生産費、家計費、物価事情等を参酌して定め告示することとしたいたしました。

第九は、砂糖の小売り標準価格についてであります。小売り標準価格は、販売標準価格に販売に要する費用を加えた額を基準として定めることとしたしております。

なお、農林大臣は、糖備安定のため、必要な勧告を行なうこととしたしております。

第十は、砂糖類の政府売り渡しについてであります。政府は需給計画に基づき、その所有する砂糖類を売り渡すものとし、売り渡し予定価格については、販売標準価格から砂糖の精製及び販売に要する経費を控除した額を基準として、定めることとしたしております。

第十一は、助成措置についてであります。国は予算の範囲内で、生産振興地域の都道府県に対し、生産振興計画の実施に要する経費の助成を行なうこととしたいたします。また砂糖類の製造施設につき必要な資金の融通のあっせんを行なうものとしたいたしました。

第十二は、砂糖審議会等の組織についてであります。甘味資源の生産振興、砂糖類の需給計画、てん菜等の生産者価格、砂糖類の政府買入れ価格及び砂糖の標準価格の決定に関する重要事項を調査審議するため、農林省に砂糖審議会を設置することとしたしております。

また、甘味資源の生産の振興対策、原料の集荷及び販売等に関する重要事項について調査審議するため、生産振興地域の都道府県に甘味資源生産振興審議会を設置することとしたいたしました。

第十三は、行政機構等についてであります。本法案の円滑な運用をはかるため、食糧庁に、砂糖所管部の新設、定員の確保を行なうための農林省設置法の改正、砂糖類の政府管理のため「砂糖類管理勘定」を設けることに伴う食糧管理特別会計法の改正及び砂糖の政府輸入につき、関税を免除するための関税定率法の改正その他諸規定の整備を行なうこととしたしております。

第十四に、この法律は昭和四十年十月一日から施行することとし、甘味資源特別措置法は廃止することとしたしております。

以上、甘味資源の生産の振興及び砂糖類の管理に関する法律案の概要でございます。

次に沖繩産糖につきましても、沖繩糖業の振興と経済の安定に資するよう、国内産糖に準じ、政府買入れができることとするため「沖繩産糖の政府買入れに関する特別措置法」に所要の改正をいたしましたものであります。

以上、法律案の提案理由及びその内容の概略を申し述べました。何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

○委員長(仲原善一君) 東海林衆議院議員。

○衆議院議員(東海林君) ただいま議題となりました「学校給食の用に供する牛乳の供給等に関する特別措置法案」について提出者を代表して、その提案理由を御説明申し上げます。

昨年の第四十六回国会において、わが日本社会党は、牛乳の学校給食について、栄養価の高い国内産牛乳による学校給食を行ない、もって、わが国酪農の発達と児童及び生徒の心身の健全な発達をはかるため「学校給食の用に供する牛乳の供給等に関する特別措置法案」を提案し、以来この案は、継続審査の取り扱いを受け、今国会に至ったのであります。

しかしながら、わが党は御承知のように今回、牛乳法案を出しており、この牛乳法案におきましては、牛乳等の長期需給計画及び年度需給計画を策定し、牛乳等の基準価格を定め、その水準で価格を安定させる措置、その他乳製品の政府の買入れ及び売り渡し等の諸措置を講ずることを規定し、特にその第十七条におきまして、「政府は、牛乳及び乳製品の消費の増進を図ることにより酪農の健全な発達に資するとともに、児童及び生徒の心身の健全な発達と国民の食生活の改善に資するため、学校給食の用に供する牛乳を義務教育諸学校の設置者に無償で供給する措置を講ずる」こと

とし、その具体的な措置に関しては「別に法律で定める」こととしております。

そこで、この牛乳法案と「学校給食の用に供する牛乳の供給等に関する特別措置法案」を調整する必要が生じたので、従前の案を撤回し、ここにあらためて本案を提出したのであります。したがって、本案は、先に撤回したものの趣旨と全く同様であります。牛乳法案に対応せしめるため字句の修正あるいは条文の整理等を行なっているものであります。

以下そのおもな内容について申し上げます。

第一に、国は、学校給食の実施に伴い、毎年度、学校給食の用に供する牛乳を買い入れ、公立または私立の義務教育諸学校の設置者に無償で供給することとしてあります。

第二に、このため農林大臣は、毎年度、当該年度の開始前に、文部大臣と協議して、学校給食の用に供する牛乳の買入れ及び給付に関する計画を定めなければならないこととしてあります。

第三に、学校給食用牛乳の買入れ価格については、毎年度、当該年度の開始前に、牛乳法の規定に基づき決定された飲用牛乳の販売基準価格または指定乳製品の販売基準価格を基準として、農林大臣が定めることとし、また物価その他の経済事情の変動により必要があるときは、改定することとすることができます。

第四に、国は、学校給食の用に供する牛乳の買入れについては、生乳生産者団体から買入れを優先的に行なうこととしてあります。

第五に、国は、予算の範囲内において、生乳生産者団体に対し、学校給食の用に供する牛乳の供給の円滑化をはかるため、牛乳の処理施設の新設または改良に要する経費について、その三分の二を補助することとしてあります。

以上、本法律案の提案理由及びその内容の概略を申し述べました。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

○委員長(仲原善一君) 三十分間休憩いたします。

す。

午後三時四十七分休憩

午後五時三分開会

○委員長(仲原善二君) ただいまから委員会を再開いたします。

八郎潟新農村建設事業団法案を議題とし、本案について質疑を行なうことにいたします。

○石田次男君 この法案がかかってくるにつま

ま、いろいろ現地のほうの話も聞いてみたのでありますが、最初に、八郎潟を埋め立てるときには一部の、県内のいわば政治関係の一部の人たちを除いて、あとは一致して反対だったそうです。それが今日までの経過で、とにかく埋め立ててしまつたわけです。聞くところによりますと、ことし一ぱいで排水が完了すると、こういうふう

に聞いておりますが、この見通しは見通しどおりにいきそうですか。

○政府委員(丹羽雅次郎君) お答えいたします。排水の予定は、本年度に全体の排水は完了する予定であります。

それから当初反対があつたのは御指摘のとおりでございます。漁業補償交渉をいたしまして、円満に妥結いたしましたのでこの事業に入つたわけであり

ます。

○石田次男君 それで、現地の話によりますと、とにかく現在においてはほとんど埋め立て完了という見通しの段階にきて、これから新農村をつくるというところになってくる。いままで県下の反対が全部あきらめた。こうなつてしまつた以上は、なるべく既成の事実の上に立つて考えるのだから極力努力してくれと、こういうわけですね。それで、どんな注文があるのだと聞いてみたのですが、私の予想していた答えと違つて、ほとんどこの基本的な条件のことばかりいつてきています。すよ。そうして秋田の県会でも、反対の市会、その他関係の市会でも、国会での社会党の反対といふことがあるにもかかわらず、現地は現地でもつ

て、共産党以外は全部一致して促進賛成。事業団を早くつくつて、とにかく早く仕事をしてくれ。そうでないと何となく安心できぬというふうな、そういう意見、促進の決議もしているようです。この法案について、事業団をつくつて仕事を進める促進の決議、そういうものはこつちの本省のほうに届いているのですか。

○政府委員(丹羽雅次郎君) 現地からも、ともかく早く国の事業をいたしましては、排水して、一応基幹的な工事だけでもございまして、それだけでは利用できませんので、もっと基盤の整備とか、それから社会施設の充実のための本事業団を早くやつてくれという趣旨の御陳情はたびたび承つております。

○石田次男君 地元の県会、市会その他あるいは農業団体等もあるかもしれませんが、陳情とか要望とか、直接本省にかつぎ込んできたものがあつたらその内容を発表してもらいたいのですが。

○政府委員(丹羽雅次郎君) この事業の促進は、先ほど申したとおり、常にいろいろの機会に御陳情がございまして、それから地元の方として、さらに具体的な陳情をいたしましては、地元の方を優先的にこの地区に入れるように配慮をしております。いろいろ御陳情はたびたびございまして、私もそういう考え方をとつつもりでございます。

○石田次男君 内容はそれだけですか。それだけではないでしょう。

○政府委員(丹羽雅次郎君) 陳情の内容はさういうことでございまして、もう一つ別の意味の陳情をいたしましては、この潟の外の漁業の補償の問題の御陳情がございまして。

○石田次男君 さて、本論に入りますが、この八郎潟の埋め立て反対のあつたのは、一つには漁業問題が有力な材料であつた、これはお話しのとおりです。それで埋め立てにかかると以前の八郎潟、あすこは浅いのですから、魚の種類も違つていますけれども、埋め立てにかかると以前ののとれておつたおそれな魚種と、それからその年間の量と金額と、それ大体わかつておるでしょう。

○政府委員(丹羽雅次郎君) ここにとれております魚種は、主としてフナ、コイ、淡水とあれとまざつておりますので、いわゆるハタハタ等の魚種でございます。いわゆる淡水魚がおもでございます。

それからどの程度とれておつたかというお話でございますが、漁獲高につきましては、現在ちよつと手元に資料を持参いたしませんでございまして。三十二年の十二月に漁業補償が妥結をいたしておりますので、何ぶんたいぶ前のことでございます。ここに資料を持参いたしませんで

した。

○石田次男君 さういふ反対はあつたということから幾らとれておつたという金額の算定はしておつたと思うのですが、どうですか。ここに持つてきてなくても、算定はしてあつたと思つたので

す。

○政府委員(丹羽雅次郎君) おっしゃるとおり、漁業補償をいたします際には、どれだけの漁獲高があつたということが根拠になりますから、当然漁業補償の根拠としては漁獲高の算定はあつたわけでありまして。本日ここに持参いたさなかつたという意味のことを申し上げたわけであり

ます。

○石田次男君 そりすると金額もわからないわけ

です。

なわれたわけでございますから、数字はあるわけでございます。まことに恐縮でございますが、本日持参をしておらないというところでござい

ます。

○石田次男君 そりすると、この十六億というやつは年間の収益だと、こう見ていいですか。違つて

しょう。

○政府委員(丹羽雅次郎君) 収益を基礎にいたしまして……

○石田次男君 基礎になつておるのはわかつてい

ま、埋め立てたわけですね。そうして入り口を仕切つて、まわりの細い川から水を入れて、塩だけを抜いて、純然たる淡水にするというわけですね。そうすると、当然面積は減つたわ、水質は変わるといふわけで、漁業の資源の確保という観点がひとつの仕事になつてくるはずなんです。それを聞きたいというわけですよ。そういう意味で、埋め立てる前に水産量が幾らあつたか、これをはつきりさせたいと思つておるのですがね。

○政府委員(丹羽雅次郎君) 先ほど来、恐縮でございますが、手元に、その当時漁業補償の基礎になりました年間漁獲高の資料を持参いたして

ませんので……

○石田次男君 それですね、いまちよつとすぐ調べはつきりせんか、本省に連絡して。大体六時ころまでやるといふわけですから、まだ少し時間があるから。

るわけですよ。それははっきりしなさい。これから衆議院に回るわけでもないでしょう。きょうだけでこれは審議の日がないのですから、いわば国会の審議の場はきょうこれから一時間で終わるのですから、それをはっきりさせなければ、それはわからないわけだから、ぜひともきょうひとつは出していただくようにしてください。

要するに、面積はだいぶ減ったわけですが、これからのやり方次第では当時の水産量をほぼ確保するところまで、私は技術的にできそうな気がするのです。この事業団のやる仕事というものは、これは農業のことばかり考えておりますが、その意味では非常に片手落ちであると思います。農業ばかりではなくて、これから残った水域での漁業のこともぜひ考えてほしい。これは技術面として、当然可能性はあるわけですから、事務当局のほうでそういう計画があるか、または大臣、次官あたりから、そういうきめこまかい指示がされているのかいないのか、それを両方からお伺いしたいと思います。

○政府委員(丹羽雅次郎君) 御指摘のとおり、四千七百ヘクタールの調整池が残りましてございませう。そこで、これをそのままにするということもつたないこととございませうので、昭和四十年に、農林省で、水産庁が中心になりまして、内水面漁業地域振興計画の地域指定を行なっております。それから調査、計画を進めて、そして四十二年度から事業を実施する予定で準備中でございます。県といたしましては、八郎潟残存水産利用対策審議会というものを設けまして、農林省、水産庁、水産試験場、県の水産課、県の水産試験場をもって構成いたしました。昨年の十二月に第一回の会議を開催いたしました。これの活用の方途を現在審議中でございます。

○石田次男君 その計画は、現在、まだきめていないのですか。

○政府委員(丹羽雅次郎君) 振興計画を立てるための調査を四十年からやりまして、四十二年度から事業を実施するということとございませう。

○石田次男君 それで三十二年に補償をして、もうことし一ぱいに発足せられるというのですから、当然淡水化完了とともに、そっちのほうにすぐかかるということでない、政治ではないと思っております。大体いまの政府与党のやることは、そういうふうにとらえられて、さあ埋め立ては終わった、事業団をつくって、それからほつぽつと漁業資源のほうも調査して、調査が終わってから少しづつふやそう——まるつきりたるんでいるんです。そういうことでほんとうに総合的な現地の住民のことを考えた開発計画と言えますか。少しその計画はルーズ過ぎるんじゃないですか。その点、いかがですか。

○政府委員(丹羽雅次郎君) 御指摘の点確かに留意すべき事柄だったと思えます。何分四十年度三ヶ月水をはきますので、その過程におきまして濁りまします、それが完了するまでは淡水として利用いたしかねる、漁業として利用いたしかねる事情もございましておきております。確かに先生御指摘のとおり早めに、完成いたしたらずでできるよりに、事前に計画を急ぐべきだという点は、確かに私も私どもとしてはおきておる、かように考えます。

○石田次男君 その点は、時間がないですから打ち切っておきますが、なるべくこれはひとつ詰めてもらいたいと思います。それから御存じのとおりに秋田、あの辺は非常に油田地帯でございます。八郎潟についても、あの地区には石油資源があるというののもつぱらの定説でございませう。鉱区権の設定あるいは地下にあるかいないかの見込み、そういうものの現状はどうなっておるのでございませう。具体的な詳しいことは私は知らないのです、教えてもらいたいですか。

○政府委員(丹羽雅次郎君) お答え申し上げませう。現在、八郎潟の中央干拓地区については、大部分すでに鉱業権が設定されております。それから御指摘のとおり石油及び天然ガスの埋蔵量もかなり多いようございませう、かように承知をいた

しております。そこで、そういう探掘あるいは試掘が行なわれる場合には、十分協力いたす、かような考え方でございませう。

○石田次男君 その石油のことですが、埋め立てた地域がどうあるわけですか。その全面にまたがっているか、あるいは北とか南とかというふうな地域的に片寄っているか、その点はどうですか。

○政府委員(丹羽雅次郎君) 大体全範囲に及んでいるようでありませう。ただこれは、掘りまして、パイプで運べばいいということとございませうので、この鉱業権の設定、試掘をやりましても、農業のほうの影響はさしてない、かように考えております。

○石田次男君 時間がないから、ひとつ答弁のほうも簡単にお願いします。私は秋田の生れで、秋田で育ったからよく知っておりますが、あのやぐらは確かに簡単なものですが、一たん立てたら農業の機械化をはばむものですよ。大型機械化でもつてがたがたやるわけにはいけません。電柱がたくさん立っているのと同じですから、だから全面的に鉱区が設定されて、どんどん掘れば、ここで述べているような理想的な大型農業ができかねるようになりますけれども、そここの調節はどう考えておりますか。

○政府委員(丹羽雅次郎君) 八郎潟の干拓に関しまして、先に研究会を設けて長年検討してございませう。そこでも御指摘のとおり石油の問題が出ました。これに関しては、農業への影響がないような方法が講じられる、また講ずべきであるという御注意がございました。私も私どもとしては、そういう方法で考えてまいりたい、かように存じております。

○石田次男君 これはあとの実施のときのお手並み拝見としまして、打ち切っておきますが、埋め立てた周辺の問題です。まわりですね、御存じと思ひます。あそこところは大体景色のいいところとして、八郎潟というのは昔からいわば周辺は風致地区みたいなものです。あの辺には公立の公園もあれば何もあるという調子で、埋め立てた島のまわりのほうは、これはひとつ風致地区にふさわしいように……、風致地区というかどうかそういうふうな配慮して、残してですね、考慮を加えて、よりよい国土をつくっていったほうが将来のためになると、私はこういうふうな感ずるわけです。その点についての配慮はいまのところしてありますか。

○政府委員(丹羽雅次郎君) おっしゃるとおり、たいへんきれいな地区でございます。周辺の干拓地も農業として利用いたしまして、やたらに工場その他をつくらせない。また、つくる考えも、秋田県も私もございませう。御指摘のような立場におきまして、秋田県とよく相談して、風致を害することのないように重々注意をしたいと思ひます。

○石田次男君 そのところとはにかく農林本省としては考慮に入れているというお考えですね。そうなりますと、この事業団にやらせる、事業団が実際に発足する、その発足した段階において、そのことをはっきり事業団に申し含めて、むやみな計画はさせない、そういう確約をきょうここでできませうか。

○政府委員(丹羽雅次郎君) 法案をごらんになればおわかりなるとおり、国が基本方針を示しまして、事業団が実施計画を立てたのに対しまして農林大臣が承認する段階になります。したがって、いまの先生おっしゃったような形におきまして、この仕事、事業の承認なり基本計画を指示するにあたり対処いたしたい、かように存じます。

○石田次男君 この八郎潟の新農村建設事業ですが、いままで聞いたところによれば、農林省の説明では、十年くらいで終了させるといっておるのですが、ところで反面、書いてあるとおりに、事業団をつくれれば、役員任期は三年、こうなっております。で、計画としては十年くらいかかる。とすれば事業団そのものは当然十年くらい仕事をすると意味であると私は了解しているわ

けですが、それに間違いがなければ、役員任期が三年というのは、これは仕事の性質からいって、あまりにも短か過ぎるのじゃないか、いや、そうならそれを今度はそのまま同じ役員でもってまた再任していけばいいじゃないか、こういうことも出てきますけれども、とかくお役所でやっていると見ますと、三年なら三年ということになれば、理事長でも理事でも、みな首のすげかえして、いわば公団人事をたらい回して、ごっそり退職金をもらって、ぐるぐる回るのですよ。社会党さんあたりで法案に反対というの、一つはこういう公団人事の点からきている点もあると思います。私はそれは当然だと思えます。むしろよその振り合いからいってこうなんだというかも知れませんが、こういう性質のもの、はつきりと役員任期も事業内容にふさわしいものにとりきめて、本腰を入れた仕事をさせる必要がある。三年くらいで首のすげかえなどをやって、それで満足なものができなければ、こういうふうにも考えられるわけです。また、地元としても、やたらに人間がかわつたり何かして、ぐるぐる変動があれば、やはりやりにくいものですよ。そういういろいろな点から総合してみても、この役員任期、それから事業計画の十年というプラン、それらをならみ合わせて、本省では、いまやっていらつしやる方針とおりでいいとお考えでしょうか。

○政府委員(丹羽雅次郎君) 一応時限的でない公団、事業団等におきましても役員任期を三年なり四年なりにきめておる立法例が多いようでございます。私も別に他意はなく、やはりそれと同様に、この事業団も一応三年の任期にいたしました。よって続けてやっていただきたい方は再任をする。いろいろと適格性を再検討をする場合にはその際に交差していただく。そのためにはやはり三年の任期を置いておいたほうがよろしいのではないかと、かように判断をいたしました次第でございます。

○石田次男君 三年の任期を置くという事は、やはりこの人事が変わるといふことを可とする予想に立ってやっているとすね。これはまあ事務当局から聞いてもしょうがないと思うのです。私申し上げたこの趣旨ですが、大臣ないし次官はどういうふうにお考えでしょうか。三年といえ、われわれ議員の任期六年、前半の三年なんというものは、もう無我夢中で過ぎて、あとの三年は選挙だといふわけでこれはさつと過ぎて、実際六年いたってほんとうに自分で満足できるような仕事はできないのですよ。それを、公団つくって、しろうとの役人をそつちにつけていって、もの覚えさせて、仕事をやらせる。それは一応の、一通りのことはできるでしょうけれども、本腰を入れて、じっくりとこの現地の事情を理解して、地元の要望を知り、そして一つの行政としてがっちり力を入れるについては、この十年という仕事の期間に比較して三年というものは、これはどういふものでしょうか。さつとばらん御答弁をひとつ聞かしていただきたいのですがね、次官。

○政府委員(谷口吉吉君) なかなかむずかしいお尋ねでございます。私のほうは、三年の任期が、それでいいのか悪いのかということにつきまして、まことに申しわけないのでございますが、期間を長くするかどうかということの判断につきましては、ただ私が、十一年でやりとげようとする場合の前三年で、大体の基本計画というものはできないものであろうかというふうなふうに実は考えますし、なおまた、石田先生のお話にもございいますように、たいがい役員任期もきまりました場合、また、留任の方法もあろうかと思っております。さような場合、御心配のような情勢がございす場合には、お前そう答えるだろうというお話もございしましたが、留任でもしていただいで、引き続きやはりやってもらう方向をとっていかば支障はないのではなからうか、必ずしも三年ということですべてがまた更新されるといふふうにはとつてもらつてもどうであらうかと、実はそうい

うふうにお考えしております。○石田次男君 では、一応その御答弁はいまの段階で了解しまして、現在この役員人事は、理事長一、理事三、監事一、計五です。で、毎回こういったものが出てくるたびに申し上げているとおりに、とにかくこれらの人事というものは、理事長クラスで最低二十万円、理事長二十五万円くらいがいい月給取りです。こういうのを一人ふやせば、これは年間相当なものです。まあ現在の五人だけでも軽くこれは一千五百万円でしょう、年間かかるこの人件費が。将来ですね、十年間のうちに、私はこれは絶対にふやさないという確約をほしいと思つておる。その点はどうか。○政府委員(丹羽雅次郎君) 理事、監事を絶対ふやさないかという御質問かと存じますが……○石田次男君 いやふやさないという確約をほしたいのです。こんな人間がふえたとつてしょうがないから。○政府委員(丹羽雅次郎君) 私ども、いろいろな角度から、本事業団はこの程度のスタッフでよろしかろうという判断をいたしましたわけでございますから、これをふやすというのを直ちに考えておるわけではございません。○石田次男君 いまちょっと答弁聞きそこねました。すみませんが。○政府委員(丹羽雅次郎君) 一応新しい仕事でございまして、この仕事の量等の関係で、この数を関係当局ともいろいろ相談をしてみましたわけでございます。特別の事情のない限りこれをふやすことは考えておりません。○高山恒雄君 今度の八郎潟のこの新農村の事業団法案について私が質問したいことは、いわゆるこの周辺におられた方、つまり漁業権を持つておられた方ですね、これは従来スタートされたときに相当の補償がなされておると思つておる。その後の水路における漁業権というものはもう与えないのか。それはもうそのまま放任しておくのか。相当水路としても大きいですからね。その点はどうなつておるかということですが。

○政府委員(丹羽雅次郎君) 先生御指摘のとおり、漁業権を買収いたしましたから、漁業権は一応ないわけですが。そこで、先ほど申しましたとおり、新たに漁業として利用のしかたをきめまして、そのきめた態様に応じて新たに漁業権を許可するという考え方をとつております。○高山恒雄君 新たに許可するという考え方をとつておる。○政府委員(丹羽雅次郎君) さようでございます。○高山恒雄君 そろそろと、その漁業権を持つておつた人を主体として入植者を選定していくと、この点はどうなつておるのか。○政府委員(丹羽雅次郎君) 漁業権補償の際に、将来この地区に入れてもらいたいというお話が非常にございました。八郎潟は中央干拓地の周囲にたくさん周辺干拓地がございまして。現に周辺干拓地にはそれらの方を優先的に入れておられます。それから、中央干拓地につきましても、私もとしましてはそれらの経緯を考慮して配分にあたりたいと、かように考えております。ただ、それらの方だけであつた膨大な地帯、干拓地を占有してしまふという形はとれません。全国からも有能な方々を募集する。しかし、そういう経緯は尊重する。さように考えております。○高山恒雄君 そろそろと、なんでですね、周囲の漁業権を持つておつた人をまず優先的にとつて、それでは足りないからそれ以外からもとる場合がある、こういう解釈をしてもいいんですか。○政府委員(丹羽雅次郎君) 周辺干拓地に対しましては優先的に現にやっております。それから、中央干拓地につきましても、今後具体的に人を選んでまいるわけでありまして、その際に、全国からも募集をいたしますが、周囲の方で周辺干拓地へおさまらなかつた方々、これらの方々は過去の経緯を尊重して選ぶべきである、こういうことは秋田県にも申しておりますし、関係の方々にも申しております。

○高山恒雄君 大体そういう場合の一戸当たりの

面積というものは、どのくらいを考へておるのかですね。

○政府委員(丹羽雅次郎君) 中央干拓地にきます経営のタイプをいたしましては、実は圃場が六十ヘクタールずつになっております。そこで、六十ヘクタールを十二戸程度で共同でたがやすうな形を考へてまいりたい。したがって、一戸当たりで言うと五町程度を中心に考へてまいりたい。ただし、それにかわりまして、漁業補償等で一部の方々に増反してくれないかというお話がございまして、それとの調整は別に考へる必要がある。基本的には中央干拓地はそういう形を考へております。

○高山恒雄君 土地の所有権はそうした個々に持たせるにしても、いわゆる機械化という問題になつてくると、共同作業ということになるわけですか。

○政府委員(丹羽雅次郎君) さようでございます。大きな機械を使つてやらないとやれない地区でございますので、個々の農家に対しては五町ずつの基準で配分はいたしますが、それらの方が一括に六十ヘクタールを大型の機械でやつてもらいたいという考へ方で現在進んでおるわけでございます。

○高山恒雄君 そうなりますと、役員の問題で御質問もあつたようですから、私はダブつては触れませぬけれども、小人数の、つまり職権あるいは任命権、任期とか、こういう問題は別にして、この中の職権ですね、運営方法ですよ。現地における運営方法ですね。これは、むしろ県知事はその地域、地域の方の意見を聞きながら、それに対する運営については考へていくでしようけれども、その点の詳細のやり方は具体的にどう考へておるのかですね。その点ちよつとお聞きしたいんだがね。

○政府委員(丹羽雅次郎君) 御審議願つてます法案の二十条にもございませうように、農林大臣が基本計画を立てます際には、農林大臣は秋田県知事及び大瀧村の村長の意見を聞かなければならぬ

い。それから、事業団が立てます際にも、同様に現地の方々の意見を聞かなければならないことになつております。ただ、基本的な問題といたしまして、あの中ですういふ營農でやつてまいるか、そのためにはどの程度の大きさの圃場をつくるか、また、どの程度の水路なり道をつくるかという基本方針は、意見を聞きまして国が指示する、こういう考へ方でございます。

○高山恒雄君 それは案としては、なるほど県知事なり、あるいは地域の村長と協議をしてきめるということには間違いはないでしようけれども、実際問題として、ここに入つておる、入植された人の意見ですね。そういうものを吸い上げる機関は、ここでは、法には盛つていないのですが、実際問題として、どういふいき方をしようかと考へておるのか。村長の意見を聞く、町長の意見を聞くというけれども、実際問題として、入植された人の意見が多少なりとも聞けるような方法を考へておるのか。それはもう職権でどうせよあせよということになるのか。この点は入植者として非常に問題じゃないかと私は思ふのだがね。

○政府委員(丹羽雅次郎君) 普通の開拓地でございますと、工事が終わりますと、人を入れてしまひまして、それらの方々が金を借りたりしてこまかい圃場の整備をする。これは膨大でございますから、圃場の整備を先行させようと思つておられます。そこで、しかし、急にすぐ營農するわけでございます。そこで、この事業団の事業にも書いてございませぬ、一年ないし一年半の訓練期間を圃場の圃場、農場その他でやろう。その段階におきまして入る予定者の方の訓練をいたします。その過程におきまして、それらの方々と十分話し合ひながら、現実には、どこにどう人を入れていくか、機械はどうするか、その他話し合つてきめていきたいと、かように考へております。

○高山恒雄君 もう一つ、公共施設、これは国がやるということにしてありますが、実際問題として、一つの村が形成された場合、村の負担は全然これにはないとするのか。もし入植者が独立して

て政活をしていくという事態になつても、公共施設は、もう政府はそこにやるということが前提で公共施設の整備をやるのかどうか。この点はどうなんですか。

○政府委員(丹羽雅次郎君) 公共施設にもいろいろございませぬ、たとえば基幹の導水路、国がやつておられますものは国が全部やつてしまふ。事業団のやります事業の公共施設の中で、たとえば小さい道路、それから学校の敷地とか、あるいは学校とか、そういうものがいろいろ出てまいります。それらのものに対しては、事業団が一定額負担をいたしまして、その事業団がそれらの方々から、あるいは村から、村のものでございませぬ、村、県営住宅でございませぬ、県から年賦的に、国の負担する以外の分はちよつだいいたす。しかし、一ぺん国の金で全部先につくつてしまふ。こういう考へ方でございます。

○高山恒雄君 そうすると、結果的には、たとえば保育所とか、あるいはまた学校とか、公会堂をやるのか、そういうものはあとでやはりその町村の負担になる、こういうのですか。

○政府委員(丹羽雅次郎君) 国が一定額を負担いたしますが、負担する残りは村の負担になります。ただ新しい村でございませぬから、一ぺんに取り立てるわけにまいりませぬから、なるだけ繰り延べして年賦額で取る。こういう考へ方でございます。

○高山恒雄君 長期間に移譲していく。

○政府委員(丹羽雅次郎君) さようでございます。

○高山恒雄君 これで終わります。

○北村暢君 時間がございませぬので、ごく簡潔にお伺いしますが、現在の国営八郎瀧の干拓事業法人の事業概要は大体出ておりますから、これは質問いたしませんか、大体どの程度の人員がおられるのか、そしてこの干拓事業が終わつたならば、この国営事業に従事している人々の配置転換その他についてどのような計画になつておるか、この点についてどうお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(丹羽雅次郎君) 現在大きな干拓といつたしましては鳥取県、島根県の中海、それから昨年度大長崎の着工に臨み切りました。そこで中海等につきましては、現在すでに機械あたりは逐次八郎瀧から転進させております。それと同様な考へ方で、職員や干拓の専門職員の異動は考へております。現在どのくらいいるかということでございますが、八郎瀧の事務所は四百二名現在おります。御参考、中海にいたしましては長崎にいたしましては、ピーク三百名から四百名近い職員が要ることになります。時間的には大体これに引き續ぐ形にタイミングとしては相なるわけでございます。

○北村暢君 この四百二名のうち、技術者はそういう形で配置転換が可能でしようが、地元採用で、なかなか中海その他長崎干拓等へ移るといっても簡単にいかない人がだいたいおられるのじゃないかと思ひますが、その数はどのくらいになつておりますか。

○政府委員(丹羽雅次郎君) 地元の方というのは、いままだそういう段階でございませぬので突き合わせをやつておられますが、たとえば庶務、経理というところ、比較的そういう方が多いと考へますれば、庶務が二十一名、経理が二十五名、管理が十六名、先生おっしゃるとおり国営事業は何年かかちまして、終われば次に仕事を移すわけでございます。技術職員はそういうふうな異動をいたしますが、地元職員といひますか、にはいろいろ問題がございませぬ。私もどなたかには、八郎瀧はとりあへずは事業団もできることと考へますから、それらの方々が庶務、経理、管理という方々はやはり当然事業団のほうでも吸収の余地もございませぬ。そういう面も配慮して、まいりたい、かように思つております。

○北村暢君 この配置転換その他については、当然地元労働組合等とも話し合ひをして、混乱のないようにされることだと思ひますが、そういうふうな理解して差しかえございませぬか。

○政府委員(丹羽雅次郎君) 愛知用水にいたしま

しても、あるいは水公団にいたしましたとしても同様な問題に当面いたしました。十分話し合いをして、職員団体の方々と話し合いの上処理したようでございます。

○北村暢君 八郎瀧の新しい事業団ができるわけですが、それが国営事業で引き継いでなぜできないのか、新しい公団をわざわざつくりななければならぬのはなぜなのか、この理由を簡単に説明していただきたい。

○政府委員(丹羽雅次郎君) 実はこの事業をやるのにどうしようかと、各方面から検討いたしました。特別会計をつくって、国の手で干拓事業の先をさらにやるかという問題も検討してみました。それから既存の公団でやれないかということも検討いたしました。しかし、何分自治大臣との共管の部面もございまして、国の特別会計では非常に執行が困難であるという問題にぶつかりました。機械公団等を使うということにつきましては、両公団の性格上適當でないという判断をいたしました。そして各方面から詰めて、どうしても八郎瀧におきまして、国営事業の先に膨大な事業をやり出すためには、やはり新しい事業団がどうしても要る。この事業団に財政投融資からなにからを一年ブールしてこの事業団でやるという考え方に達した次第でございます。

○北村暢君 衆議院の附帯決議に、八郎瀧新農村建設にあたっては農地開発機械公団の活用につとめることという附帯決議がついていますが、この附帯決議は尊重することになったのだらうと思いますが、一体こういうことは可能なのかどうかと、それから、それから説明がございましたが、農地機械開発公団の従来の事業の内容からいって、こういう新農村建設ということができないのかどうか、私はそれほど困難ではないのかどうかという判断をしているのですが、事業の内容からいって、この附帯決議との関連においてどのようになさろうとしているのか、この点をひとつお答え願いたい。

○政府委員(丹羽雅次郎君) 申すまでもなく機械

公団はたくさん機械を持っておりまして、工事を実際に執行する公団でございます。したがって、その持つております機械に対しては事業、たとえば八郎瀧の中で圃場を整備する、あるいは一部の道路をつくるというふうな仕事は、機械公団が自分の機械を持ってやってもらうのに適する仕事でございますので、そういう方面で機械公団に仕事を発注する、委託するというふうな考えていくわけでございます。衆議院の附帯決議には、それを極力活用にとめる、適する事業については極力活用を考えるつもりでございます。そこで、今度は、八郎瀧新農村事業団にかわって機械公団にやらしたらいじやないかという話でございます。この八郎瀧のほうは、先ほど申しましたとおり国から基本計画を受けまして実施計画を立てて、たとえば道をどういふふうにつける、あるいはどういふふうな学校をつくるという企画機、企画いたしました発注する機関でございます。自分がそういう建築の資材や人手を持つ必要のない機関でございます。任務が相違っておりますので、任務の混淆があるということはどうしてもよくないという立場で、企画し発注する公団として別に八郎瀧に公団をつくる、それから実際に工事をする仕事の面は機械公団がこれから委託を受けてやるという整理をいたしました。

○北村暢君 大体わかりましたけれども、私は、事業団、公団、こういうものに反対だということ、すでにもうスパーの管理会のとくに申し上げましたからもう申し上げません。ただ、公団が私立をしていくということについて非常に遺憾に思っています。いま発注するいわゆる資金的な面、事業の計画をそういうことをやり、しかも管農指導をやる、こういうことも業務の内容に入っているようでありませうけれども、管農指導をやるんというところは、これは地方に農政局があつて管農指導をやることになっておるのでありますから、また県もやる、こういうことでありますから、この指導ができないはずはない、指導をやるだけならばそういう面でもやるべきである、まあこういうふうには

○北村暢君 あなた、予算を要求したときの資料では、二百五十名程度の人員を予想しているんじゃないですか。

○政府委員(丹羽雅次郎君) 最盛期におきましては二百数十名、二百名と申しましたが、二百数十名、それを一応予算の際には二百五十名くらいに考えておられるという説明を、財政当局にいたしましたわけでございます。

○北村暢君 そこで、事業の基本干拓地の工程表を見ますと、事業の完了するのは大体四十五年で、訓練指導期間だけが五十年、こういうことになっておられるようでございます。そうすると、この公団の指導関係が約三十五、六名ですから、あの管理関係は若干残るんでしょうけれども、建設部と管理関係は、ほとんど五年くらいで事業は完了する、こういうことになるだらうと思ふのです。したがって、人員はもろろんそのとき減らさなきゃならない。そうして昭和五十年には全部の事業を完了する、こういうことになりませうのか、そのときに、この事業団はあつさり解散の事業団は、この八郎瀧の事業が終わつたら、あつさり解散するのか、しないのか、またほかのほうへ仕事を移すのか、今度のはほかのほうの、中海とか長崎とか、そういうところへ移っていくよ

○政府委員(丹羽雅次郎君) 機構でございますか。現在のところ、総務部、建設部、管理部、指導部、東京支所というふうな考えをとりまして、職員といたしましては、四十年度においては一応百数十名、最盛期には二百名程度になる見込みをもつて考えております。

○北村暢君 八郎瀧の事業団は、まだあつさり解散するのか、八郎瀧だけで解散するのか、これはどうなつておりますか。

○国務大臣(赤城宗徳君) 八郎瀧の事業団は、八郎瀧の事業団として目的が終わりましたら、一定の時期にはやめる、こういうふうに考えます。ただ、そういう人をどういふふうな、また首切りというか、そのままにしておくというわけにはいきませぬから、その人の配置等については考へることがありますけれども、事業団としては一定の時期が来ましたら、目的達成いたしましたならばやめる、こういう予定でございます。

○北村暢君 そうしますと、やめるということがはつきりしましたが、その際の人員等については考へる、このようなことでございますが、八郎瀧の事業団に相当の技術者もなければ、建設部だけで約百数十名程度の人員、そうすればこれはほとんど技術者ではないかと思ふ。そのほかの事務関係の人も、急にこういう人を全部集めるといっても、なかなか簡単にはいかないだらうと思ふのですが、現在の国営八郎瀧干拓事業所からこの事業団に、国営事業をやめて事業団へ行くというふうな人は、予想としては一体どのくらいおられるか、そしてまた国営事業からそういう人の人員配置がなくても、非常に短期間において事業を完成しようとしておられますが、それだけの技術者を確保する見通しがおありになるのか、どうなのか、この点をお伺いしたいと思います。

○政府委員(丹羽雅次郎君) 供給のソースといたしましては、八郎瀧の事業所の職員、それからやはり時限性の問題もございまして、秋田の知事も時限性の問題は考へたいたします。秋田県庁からなるべく出して、時限性の際の処理についての問題を極力少なくしたいという立場をとつております。私どもも、したがって八郎瀧の事業所と秋田県庁を中心とするソースを考へまして、そして、それから八郎瀧の事業所の一部は、先ほど申し上げ

らな考え方で、この事業団はまたあつさり残つていくのか、八郎瀧だけで解散するのか、これは、見直しはどうなつておりますか。

ておる現状でございます。ほかの施設はできておりません、またつくらせる考えはございません。それから調整池は先ほど石田先生の御質問に対してお答えいたしましたとおり、これをあらためて漁業として利用する余地を考へる必要がある。そこで現在秋田県におきまして利用対策審議会をつくりまして、どういふ魚をどういふふうにして養殖をしてどうか、その検討を続けております。それが確定いたしましたれば新しい漁業権を許可する形に相なります。

それから石田先生からの御質問にお答えできません。申しわけなかつたんですが、資料取り寄せました。三十二年におきまときの資料といたしましては、魚類を百九十九万三千貫、一年間でございますが、魚介が百九十九万六千貫、その類でございますが、これが二十八万七千貫、金額に直しまして縮めて二億六千二百万円、これが過去四カ年間の収獲から算定いたしました八郎潟におきまます漁獲高でございます。

○石田次男君 それで、その問題きまりつけないと思ひますが、これから水産庁中心にして計画させるというわけですが、二億何千万のものを将来生産させる見込みは技術的に見えてありますか。

○政府委員(丹羽雅次郎君) 八郎潟は御承知のとおり、過去において塩水が一部入つておりました。それから今度はそれを淡水化したしました。そこで状況が非常に変わつております。そこで、先ほど申しましたとおり、どういふ魚をどういふふうに養殖するなり、つくるなりすることが一番取

穫高を高めるかという立場で、水産庁水産研究所、県の水産課、県の水産試験場で現在鋭意検討中でございますので、せつかく先生の御質問でございますが、その当時の二億数千万円以上のものが四千ヘクタール程度の狭まつた地域でとれるかどうかという点につきましては、現在まだ明確にお答えするだけの資料が整つておりません。

○石田次男君 じゃあ、それはひとつ極力農林省の研究にまつていたしまして、最後に大臣にひとつお伺いしたいのです。というのは、先ほどお約

束して、事務当局から一応の御返事はいたしておるわけですが、内容は役員任期と人事の問題です。この事業団は十年仕事をする。ところが役員任期が三年になっておるわけですね。この三年というものは、たいがい公団づくりは大体三年か四年ぐらいが普通だから、それに合わせたのだからと思つて質問したら、御答弁もそのようなんです。ところが、三年といへば、さつきも言つたのですが、非常に短いものなんです。われわれ議員をやつておつても、三年といへば六年といへば、まあ三年という時間は非常に仕事を仕上げる。三年でいへば、きちきちとやれば任期が三回くるわけですけれども、がっちりした仕事を仕上げるのに、三年ごとに理事がかわつたり理事長がかわつたり、あまり人事が異動するというのは芳しくないと思ひます。仕事の上からいつても打ち込めないし、かわればまた退職金なんいていつて困費の乱費が始まるし、これは相当に任期の点は考へるべきではないか、こう申し上げたのです。それから役員は理事長一、理事が三、監事一、計五です。十年間であれだけの村一つ扱つて、そこへ営農体制を確立するわけですから、その規模に見合せて五人と

ときめたのだからと思ひますので、この十年間であとは絶対ふやさないという当然見通しがあつてきめられた数字であるべきだと思ひます。それについての返事は、現在ではかえらない。よほどの情勢変化でもない限りはふやさないつもりだといふ事務当局の返事ですが、つもりといふのは、私にはなほだ煮え切りもしないし、計画としてはおかしと思ひます。仕事の内容がはつきりわかつておるし、対象になる物件、土地、仕事の内容、これもきまつたものです。とかく政府としては、何かあるとすぐこういふ公団の役員をふやしたがりまして、ふやさないといふ確約をこころし

ていただきたいと思ひまして、その質問を申し上げるわけなんです。この二つ、ひとつ大臣御意見を

をお願ひいたします。

○國務大臣(赤城宗徳君) 公団、公社等の役員任期でございますが、大体三年、四年というふうになっております。政府といたしましては、大体公団、公社の任期は、四年とすれば二回ぐらい。あまり短いのもいまの御指摘のように成績が上がらない。あるいはまた、あまり長くなつてはどうかというふうな批評もありますので、大体八年くらいを目途としてよろうと申すことを、この間申し合

わせたものが政府内部であつたのでございませう。この公団の任期は三年でございませう。適当な人を選び得れば三回ぐらい、ちよつと九年以上が適当かと思ひます。人によると思ひますが、りつばな人を選んで、そうして完成まで仕事してもら

うというか、やつてもらふというふうな考えを持つております。増員するかしなないかという問題でございませうが、これは新事業団ができませんと同時に、八郎潟には自治体としての村ができるわけですから、そういうことでございませうので、新農村の事業団としては増員しない、この法律によるものでやつていく、こういうめどで進みたいと思つております。

○委員長(仲原善一君) 他に御発言もなければ、本案についての質疑は尽きたものと認めて御異議

ございませんか。

開拓融資保証法の一部を改正する法律案に対する修正案
開拓融資保証法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。
附則中「同年四月一日」を「公布の日」に改める。
以上でございます。

○委員長(仲原善一君) 他に御意見もなければ、これにて討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(仲原善一君) 御異議ないものと認めます。
これより開拓融資保証法の一部を改正する法律案について採決に入ります。
まず、討論中にありました森君提出の修正案を問題に供します。森君提出の修正案に賛成の方の挙手を願ひます。

○委員長(仲原善一君) 全会一致でございます。よつて、修正部分を除いた原案は全会一致をもつて可決されました。
よつて、本案は全会一致をもつて修正すべきものと議決されました。
○矢山有作君 私は、日本社会党を代表いたしまして、開拓融資保証法の一部を改正する法律案に対して、次のような附帯決議を付したいと存じますので、御賛成をお願いしたいと存じます。
政府は開拓事業の推進のため、開拓管農振興審議会の答申を尊重して、抜本的対策を確立すると共に、特に左記事項の措置をはかるべきである。
一、農業の構造を改善し、その経営を合理化

し、農業の生産性の向上と農業所得の増大をはかるためには、生産基盤の拡大がその根幹である。従つて、政府は未開墾地の開発に積極的にとりくむこと。

二、開拓融資保証制度の運用にあつては、利用の拡大と融資の円滑化をはかるため、政府出資金の増大につとめるとともに、金利の引き下げについて善処すること。

三、現在、実施している開拓管農振興対策については、管農振興資金の確保につとめ、開拓者の旧債については、債務の減免及び棚上げ等その対策の完べきを期すると共に、開拓農業協同組合の負債、財務等の実態をすみやかに調査し、その実情に即するよう必要な措置をとること。

四、離農希望の開拓農家については、職業訓練、職業紹介等について、その万全を期し又離農奨励金を増額する等離農者の生活を確保することを前提として、離農の円滑を期すること。

右決議する。
以上です。
○委員長(中原善一君) おはかりいたします。矢山君提出の附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(中原善一君) 全会一致でございます。よつて、本決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。農林大臣。

○國務大臣(赤城宗徳君) ただいま附帯決議をしていただきましたが、いずれも適切であると私は考えます。よつて、その趣旨に沿ひまして善処したいと、こう思います。

○委員長(中原善一君) なお、諸般の手續等につきましては、先例により、これを委員長に御一任をお願いいたしますが、御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(中原善一君) 御異議ないものと認め、

さより決定いたしました。

○委員長(中原善一君) 次に、八郎瀨新農村建設事業団法案の討論に入ります。

御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。――別に御意見もなければ、これにて討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(中原善一君) 御異議ないものと認め、これより採決に入ります。

八郎瀨新農村建設事業団法案を問題に供します。賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(中原善一君) 多数でございます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、諸般の手續等につきましては、先例により、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(中原善一君) 御異議ないものと認め、さより決定いたします。

○委員長(中原善一君) 本日、二法案が付託になりましたので、まず、積雪寒冷地帯振興臨時措置法等の一部を改正する法律案を議題とし、本案について提案理由の説明を聴取することにいたします。衆議院農林水産委員長代理谷垣衆議院議員。

○衆議院議員(谷垣善一君) ただいま議題となりました、衆議院農林水産委員長提出、積雪寒冷地帯振興臨時措置法等の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。
御承知のように、積雪寒冷地帯振興臨時措置法、急傾斜地帯農業振興臨時措置法、湿地単作地域農業改良促進法、海岸砂地帯農業振興臨時措置法及び知地農業改良促進法の対象になつてお

ります地帯は、積雪寒冷の地域であるとか、地形が急峻であるとか、農地が常時湿潤であるとか、潮風または飛砂による災害を受けるとか、あるいは、しばしば干害を受ける等自然的条件に恵まれず、農業生産力が著しく劣っている地帯でありまして、これら地帯の自然的条件を克服し、農業生産力を高め、農業経営の安定向上をはかるため、昭和二十六年三月に積雪法が、また、二十七年五月に急傾斜法が、そして同年十二月に湿地単作法が制定され、引き続き、翌二十八年三月には海岸砂地法が、さらに同年八月には知地法が制定されたのであります。

しかしその後、それぞれの法律について再度にわたり有効期限の延長がはかられて今日に至つておるのであります。その間、これら地帯の農業生産基盤の整備をはかるため、農業振興計画等に基づき、土地改良事業を中心として、農地の保全事業、海岸砂地帯造林事業等が実施され、ともにかくにも、相当の成果をあげてまいつたのであります。しかしながら、これら対象事業の進捗状況を見ますと、これらの法律制定当初に計画された振興計画等に対比し、遺憾ながら相当のズレを示している実情にあります。

そこで、この際、昭和四十一年三月三十一日限りで失効するこれらの法律の有効期限をさらに二カ年間延長いたしまして、引き続き事業の推進をはかり、これら法律制定の所期の目的を達成するに遺憾なきを期すべく、ここに、本案を提出した次第でございます。

以上が提案理由及びその内容でございます。いわゆる積雪地帯等は自然的、社会的、経済的状態が劣悪でありまして、これら地帯の農業振興を積極的に促進することは、農業基本法の指向する各種の格差是正をはかる上においてきわめて重要なことであると考えられますので、慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願いいたします。

○委員長(中原善一君) 次に、天災による被害農

林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び開拓管農振興臨時措置法の一部を改正する法律案を議題とし、本案について提案理由の説明、補足説明を聴取することにいたします。谷口農林政務次官。

○政府委員(谷口慶吉君) ただいま提案になりました天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び開拓管農振興臨時措置法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

天災融資法は、昭和三十年に制定されて以来、天災による被害農林漁業者等に対する低利資金の融通に大きな役割りを果たしてきたのであります。この間農林漁業者の経営の安定に資するよう数次にわたる改正を行ってきたところであります。が、昨年度におきましては、各種の天災により各地に農作物等の被害が生じ、特に北海道においては、大規模な冷害が発生いたしましたので、これらの被害農林漁業者に十分な経営資金を供給するため、去る第四十七臨時国会において貸し付け限度額の引き上げを中心とする天災融資法の改正を行なつたことは御承知のとおりであります。

しかしながら、昨年の改正は、被害農林漁業者に対する低利資金の融通措置について当面必要とするものを早急に講ずることを主眼としたため、現段階における天災による被害農林漁業者に対する救済措置としては必ずしも十全とはいえない面もあつたのであります。このため、最近における農林漁業者の動向等にかんがみ、被害農林漁業者の資金需要の増大に対処し、かつ、被害農林漁業者の経営の安定に資するよう、今回、被害農林漁業者に対する経営資金の貸し付け限度額の引き上げ、償還期限の延長及び貸し付け利率の引き下げを内容とするこの法律案を提出することとした次第であります。

次に主要な改正点を御説明いたします。
第一点は、政令で定める経営資金につきまして

食料品総合小売市場管理会法案反対に関する請願

請願者 東京都墨田区墨田三ノ四三ノ一

三 矢沢正男外二千九十名

紹介議員 木村福八郎君

この請願の趣旨は、第九〇九号と同じである。

五月十七日本委員会に左の案件を付託された。

一、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法案（予備審査のための付託は四月二十一日）

二、砂糖の価格安定等に関する法律案（予備審査のための付託は五月十二日）

一、沖縄産糖の政府買入れに関する特別措置法案の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は五月十二日）

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法案

（小字及び一は衆議院修正の部分）

（生産者補給交付金の交付）

第五条 事業団は、予算の範囲内で、都道府県知事の指定を受けた生乳生産者団体（法第六条第一項の生乳生産者団体をいう。以下同じ）に対し、当該生乳生産者団体の行なう生乳受託販売（委託を受けて行なう生乳の販売若しくはその委託又は委託を受けて行なう生乳の処理若しくは加工及び当該処理若しくは加工に係る費用牛乳若しくは乳製品の販売若しくはその委託をい

接又は間接の辦費となつておき、かつ、全国の区域を区域とす。以下同じ）に係る加工原料乳（当該指定に係る都道府県の区域内において生産されるものに限る。）につき、その生産者への生産者補給金に充てるため、生産者補給交付金を交付することができる。

（指定の基準）

第七条 第五条の指定は、その申請者が次の各号の要件のすべてに適合している場合でなければ、してはならない。

一 当該都道府県の区域（その区域の自然的経済的条件に照らして、これにより難いと認められる場合には、おいて、農林大臣がその意見をきいて都道府県知事が農林大臣の承認を受けて当該区域を分けて〇定める区域）たとき内で生産される生乳（以下「当該区域内生産生乳」という。）の販売数量に対し申請者の生乳受託販売に係る当該区域内生産生乳の数量が農林省令で定める相当の割合を占めているか又はその割合を占めることとなる見込みが確実であること。

二 申請者の定款によれば、当該区域内生産生乳の生産者（農林省令で定めるものを除く。）のすべてがその直接又は間接の構成員となることができることと認められること。

三 申請者の定款において、その生乳受託販売の事業に係る施設についてのその構成員以外の者の利用がその構成員に比して実質的に制限されていないと認められること。

四 申請者の受託規程において、生乳受託販売に係る委託をした者に対して支払う対価の算定の方法、生乳受託販売に係る販売価格の算定の方法その他の事項が農林省令で定める基準に従い定められていること。

五 第十条第一項又は第二項の規定により指定を解除され、その解除の日から二年を経過しない者でないこと。

（安定上下限価格等）

第三条 農林大臣は、毎砂糖年度、当該年度の開始前十五日までに、粗糖につき、安定上限価格及び安定下限価格並びに国内産糖合理化目標価格（以下「安定上下限価格等」という。）を定めなければならない。

安定上限価格及び安定下限価格は、輸入に係る砂糖の価格を適正な水準に安定させるための指標として、それぞれ、当該砂糖の価格がその額をこえて騰貴し、又はその額を下つて低落することを防止することを旨とし、粗糖の国際価格の通常の変動の上限及び下限を基準として、粗糖の輸入価格（関税の額に相当する金額を除く。以下同じ）につき、定めるものとする。

国内産糖合理化目標価格は、輸入に係る砂糖の価格がその額を下つて低落した場合にこれによる甘味資源作物の生産の振興及び国内産糖の製造事業の健全な発展に及ぼす悪影響を緩和するため輸入に係る砂糖の価格を調整することが必要となると認められる価格として、安定上限価格をこえずかつ安定下限価格を下らない範囲内で、一定期間における甘味資源作物の生産の見通し及び国内産糖の製造事業の合理化の目標並びに粗糖の国際価格の動向を考慮して定める国内産糖の日標準産費を基準とし、政令で定める。

「第三章 生産振興地域における国内産糖製造事業（第十三条―第十九条）」を「第三章 国内産糖の政府買入れ（第二十条―第二十三条）」に改める。

「第四章 国内産糖の政府買入れ等（第二十四条―第二十八条）」を「第四章及び第五章 削除」に改める。

「第三章の章名中「国内産糖製造事業」を「国内産糖製造事業等」に改める。

「第四章及び第五章を次のように改める。

第二十一条から第二十八条まで 削除

第三章中第十九条の次に次の一条を加える。

（国内産糖の製造事業を行なう者に対する勧告）

第二十条 農林大臣は、国内産糖の製造事業の合理化を促進するため特に必要があるときは、国内産糖の製造事業を行なう者に対し、当該事業に係る経営の改善、当該事業に係る経営の共同化、国内産糖の製造施設の譲渡その他の措置を講ずべき旨を勧告することができる。

前項の目標生産費は、五年をこえない範囲内で政令で定める期間ごとに定めるものとする。

農林大臣は、安定上下限価格等を定めようとするときは、政令で定めるところにより、砂糖又は砂糖の製造、販売、輸入又は消費に關し学識経験を有する者の意見をきかなければならない。

農林大臣は、安定上下限価格等を定めるときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

（甘味資源特別措置法の一部改正）

第十三条 甘味資源特別措置法の一部を次のように改正する。

「第三章 生産振興地域における国内産糖製造事業（第十三条―第十九条）」を「第三章 国内産糖の政府買入れ（第二十条―第二十三条）」に改める。

「第四章 国内産糖の政府買入れ等（第二十四条―第二十八条）」を「第四章及び第五章 削除」に改める。

「第三章の章名中「国内産糖製造事業」を「国内産糖製造事業等」に改める。

「第四章及び第五章を次のように改める。

第二十一条から第二十八条まで 削除

農林大臣は、前項の規定による勧告に従い必要な措置を講ずる者に対し、資金の融通のあつせんその他必要な援助を行なうよう努めるものとする。

第三十条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

審議会は、前項に規定するもののほか、砂糖の価格安定等に関する法律（昭和四十年法律第 号）によりその権限に属させた事項を行なう。

第三十六条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

第三十六条 削除

第三十七条に見出しとして「報告及び検査」を附し、同条第一項中「若しくは砂糖の製造事業者」を削り、「これらの者」を「地域内国内産糖製造事業者」に改める。

第八部 農林水産委員会會議録第二十三号 昭和四十年五月十八日 【參議院】

第四十条第二号中「第三十六条若しくは」を削り、「又は第三十七条第一項」を「又は同項」に改める。

附則第二条及び第三条を次のように改める。

第二条及び第三条 削除

(農林省設置法の一部改正)

第二十三条 農林省設置法(昭和二十四年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

第五十条第四号中、「国内産糖(甘味資源特別措置法(昭和三十九年法律第四十一号)第二条第二項の国内産糖をいう。)、国内産ふどう糖(同条第三項の国内産ふどう糖をいう。)」を削る。

第五十条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 糖餡安定事業団の指導監督に関すること。

第五十四条第一項中「甘味資源特別措置法の下に(昭和三十九年法律第四十一号)及び砂糖の価格安定等に関する法律(昭和四十年法律第 号)を加える。

五月十七日日本委員会に左の案件を付託された。
一、食料品総合小売市場管理法法案反対等に関する請願(第二六〇三号)(第二七三三号)
一、食料品総合小売市場管理法法案反対に関する請願(第二六〇四号)(第二六〇五号)

第二六〇三号 昭和四十年五月十日受理
食料品総合小売市場管理法法案反対等に関する請願
請願者 山形市三日町八九ノ三山形県水産物小売団体連合会内 地主孝太郎
紹介議員 村山 道雄君

この請願の趣旨は、第七〇八号と同じである。

第二七三三号 昭和四十年五月十一日受理
食料品総合小売市場管理法法案反対等に関する請願
請願者 東京都足立区千住橋戸町五〇関水協内全国食料品商業団体協議会

内 中野喜外二十七名
紹介議員 石井 桂君
この請願の趣旨は、第七〇八号と同じである。

第二六〇四号 昭和四十年五月十日受理
食料品総合小売市場管理法法案反対に関する請願
請願者 東京都大田区北千束町六七 広井 広吉外二百二十五名
紹介議員 岡田 宗司君

この請願の趣旨は、第九〇九号と同じである。

第二六〇五号 昭和四十年五月十日受理
食料品総合小売市場管理法法案反対に関する請願
請願者 東京都荒川区東尾久一ノ一五ノ一 原田忠三郎外二百二十名
紹介議員 木村裕八郎君

この請願の趣旨は、第九〇九号と同じである。

五月十八日日本委員会に左の案件を付託された。
(予備審査のための付託は同日)
一、積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法等の一部を改正する法律案(衆)
積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法等の一部を改正する法律案
積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法等の一部を改正する法律案
(積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法の一部改正)
第一条 積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法(昭和二十六年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和四十一年三月三十一日」を「昭和四十三年三月三十一日」に改める。

第二條 急傾斜地帯農業振興臨時措置法(昭和二十七年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。
附則第二項中「昭和四十一年三月三十一日」を

「昭和四十三年三月三十一日」に改める。
(漫田単作地域農業改良促進法の一部改正)
第三条 漫田単作地域農業改良促進法(昭和二十七年法律第三百五十四号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和四十一年三月三十一日」を「昭和四十三年三月三十一日」に改める。

第四条 海岸砂地帯農業振興臨時措置法(昭和二十八年法律第十二号)の一部を次のように改正する。
附則第二項中「昭和四十一年三月三十一日」を「昭和四十三年三月三十一日」に改める。

附則第二項中「昭和四十一年三月三十一日」を「昭和四十三年三月三十一日」に改める。

第五条 畑地農業改良促進法(昭和二十八年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。
附則第二項中「昭和四十一年三月三十一日」を「昭和四十三年三月三十一日」に改める。

この法律は、公布の日から施行する。
本案施行に要する経費
この法律を施行するには経費を要するが、その所要額は、土地改良法等当該事業に関する法律の施行に伴う経費を含むものであつて、積雪寒冷単作地帯その他各地帯ごとの農業振興計画の内容によつて定まる。昭和四十一年度において当初振興計画等の残事業量の五割程度の事業を実施するものとすれば、その所要額は、約九十億円程度の見込みである。

五月十八日日本委員会に左の案件を付託された。
(予備審査のための付託は五月十日)
一、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び開拓農業振興臨時措置法の一部を改正する法律案

昭和四十年五月二十六日印刷